

令和元年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

高齢者向け集合住宅 併設事業所に対する 実地指導の推進に関する 調査研究事業

報告書

令和2年3月



一般財団法人 **高齢者住宅財団**
Foundation for Senior Citizens' Housing
<http://www.koujuuzai.or.jp/>

はじめに

急激な高齢化の進展により、高齢者のもう一つの在宅の場として、見守り等の日常生活支援が付いたサービス付き高齢者向け住宅が、平成 23 年度に制度化されました。民間事業者の創意工夫により、多様な高齢者のニーズに応えた多様な高齢者向け住まいの供給が期待され、住宅型有料老人ホームとともに、急速に数を伸ばしました。

サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームは、介護サービスを内包する介護保険施設や特定施設サービス（介護付き有料老人ホーム）と異なり、外部の介護サービス利用を基本とし、本人にサービスの選択権があることが特徴です。

しかし、実態は、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの多くは、介護サービス事業所を併設しており、入居者の 8 割以上が要支援・要介護認定を受けています。そして、併設事業所の職員が、住宅サービスと介護保険サービスを一体的に提供するという事業モデルが一般化しており、一部で、併設事業所による囲い込みや、住宅サービスと介護保険サービスの区分けが不透明、過剰サービス・過少サービスへの懸念が顕在化しつつあります。都道府県等による指導監督の動向を見ると、併設事業所における行政処分の割合が顕著に高く、また、各自治体に寄せられる苦情・告発も、併設事業所に関するものが多いといった報告があります。

今後、高齢者のみ世帯がますます増加することが見込まれることから、不適切な運営を行う併設事業所の適正化を促していくことは、急務と言えます。厚生労働省では、平成 30 年度に「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を創設し、集合住宅併設事業所に対し、自治体が重点的な実地指導を行うべく、指導体制強化の支援を行っているところです。

本調査研究では、そのような背景を踏まえ、併設事業所への実地指導について、都道府県、及び政令・中核市に対し、アンケート調査を行うとともに、併設事業所への重点的な取組を行う 10 自治体に対し訪問調査等を行い、また実地指導担当者が一堂に会しての意見交換会を開催しました。

その過程で得られた貴重なノウハウや工夫は、本報告書の第3章に「高齢者向け集合住宅併設事業所に対する実地指導のポイントと事例」として、実地指導の流れにそってまとめております。先進自治体からのアドバイスやコメントをコラムとして挿入し、併設事業所の指導に関わる自治体の皆様に、マニュアルとしてお使いいただけるよう、工夫をいたしました。

本報告書が契機となって、併設事業所の適正化が進み、結果として、良質なサービス提供が受けられる高齢者向け住まいが増え、地域包括ケアシステムの構築が各地で進展することを期待いたします。

本調査において、アンケート調査にご回答をいただいた自治体の皆様、ヒアリング調査にご協力をいただき、貴重なノウハウをご提供いただいた自治体の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和2年3月

一般財団法人高齢者住宅財団

高齢者向け集合住宅併設事業所に対する実地指導の推進に関する調査研究事業
報告書 目次

はじめに

第1章 調査の目的、体制と背景

I 調査研究の目的	7
II 検討の経過	
1. 調査の準備	7
2. 併設事業所への指導等に関する自治体アンケート調査	7
3. ヒアリング調査	8
4. 先進自治体担当者等による意見交換会	8
5. 調査結果のまとめ	8
III 事業実施体制	9
IV 本調査の背景	
1. 高齢者向け集合住宅併設事業所の現状と課題	10
2. 実地指導とは	13
3. 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業	19

第2章 調査結果

I 自治体アンケート	
1. アンケート調査の概要	25
2. アンケート調査結果	26
II 自治体ヒアリング	
1. ヒアリング調査の内容	36
2. ヒアリング結果の概要	37
III 先進自治体担当者による意見交換会	
1. 意見交換会の目的	47
2. 意見交換会の内容	47

第3章 高齢者向け集合住宅併設事業所に対する実地指導のポイントと事例

I 本章のとりまとめの方針	51
II 併設事業所に対する実地指導の手法・ポイント	
1. 基本姿勢	52
2. 高齢者向け集合住宅併設事業所の把握の方法	53
3. 重点的、または優先的に実地指導を行う併設事業所	57
4. 実地指導体制	60
5. 実地指導の事前準備	63
6. 実地指導の当日の流れ	72
7. 実地指導後の対応（改善確認）	84
8. 実地指導の効果	86

第4章 まとめと課題、今後の方向性

I. 本調査研究結果のまとめ	89
II. 課題と今後の取組の方向性	93

参考資料

- ・事務連絡 平成29年7月10日
高齢者向け住まいに併設されている介護サービス事業所に対する指導監督について
- ・平成31年度静岡県介護保険施設等指導方針
- ・高齢者向け住まい事業者の外付けサービスの適正な活用チェックリスト
(2017年8月22日作成／2017年11月2日改定 高齢者住まい事業者団体連合会)
- ・「行動規範」策定のお知らせ
(一般社団法人高齢者住宅協会 サ高住運営事業者部会事務局)
- ・高齢者向け集合住宅併設事業所に対する実地指導の推進に関するアンケート調査

第1章 調査の目的、体制と背景

I. 調査研究の目的

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームといった高齢者向け集合住宅が増加していることに伴い、高齢者向け集合住宅に併設（隣接を含む。以下同じ）された形態の事業所（以下「併設事業所」という）の参入も多く見られる。

こうした住まいは、高齢者の多様な住まいニーズの受け皿として重要な役割を果たしている一方で、都道府県等における指導監督の動向を見ると、併設事業所が他の介護サービス事業所に比べ、指定取消・効力停止処分を受ける割合が高い傾向にある。

そこで、併設事業所への実地指導について、アンケート調査により現状を整理するとともに、自治体の創意工夫、着眼点、ノウハウ等を自治体ヒアリングにより収集し、効果的・効率的な指導方法の実践例や取組のポイントを整理した好事例集を作成する。

II. 検討の経過

1. 調査の準備

- ・関連する既往の調査研究の整理
- ・平成30年度「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」の実績の整理

2. 併設事業所への指導等に関する自治体アンケート調査

- ・目的：併設事業所に対する問題意識、及び併設事業所に対する重点的な指導等の実施状況の把握
- ・対象：都道府県、政令指定都市、中核市
- ・実施方法：介護保険指導室より質問票をメールにより送信、高齢者住宅財団が回収・集計
- ・実施時期：令和元年10月～11月
- ・回収状況：送付125件、回収103件、回収率82.4%
- ・主な内容：①高齢者向け集合住宅の整備数
②併設事業所に対する課題認識、及び課題のある事業所の把握方法
③具体的に把握している課題
④併設事業所に対する重点的な実地指導の取組状況、及びその内容
⑤併設事業所に対する重点的な実地指導の必要性
⑥高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業の活用意向

3. ヒアリング調査

- ・ヒアリング先の選定方法：
平成 30 年度「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」実施自治体：4 自治体
アンケート調査等より、併設事業所等への実地指導の手法に創意工夫が見られる自治体：6 自治体
- ・ヒアリング実施時期：令和元年 12 月～令和 2 年 2 月
- ・主な内容：実地指導の「準備・実施・事後の流れ」に沿って、具体的な取組手法、取組の成果、課題等をヒアリング。

4. 先進自治体担当者等による意見交換会

- ・ヒアリング調査に協力いただいた 10 自治体のうち、7 自治体が参加。
- ・各自治体の取組等に関する説明の後、下記の 5 つの論点について意見交換
論点 1：併設事業所の把握方法、指導対象の選定方法
論点 2：指導の根拠をどこに求めるか～グレーゾーンへの対処方法
論点 3：監査へ切り替える判断基準
論点 4：庁内他部署、及び自治体間連携のあり方
論点 5：「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」の活用方法について
- ・実施時期：令和 2 年 2 月 26 日（水）午後 2 時～5 時 航空会館（東京都）

5. 調査結果のまとめ

アンケート調査・ヒアリング調査結果の分析、及び、先進自治体担当者等による意見交換会を踏まえて、高齢者向け集合住宅併設事業所に対する実地指導の手法やポイント等について整理した。報告書に掲載するにあたって、自治体職員が使いやすいよう、実地指導の流れに沿って解説し、具体的な取組の例は、コラムとして紹介をした（本報告書第 3 章）。

Ⅲ. 事業実施体制

【調査協力自治体】

静岡県、愛知県、熊本県、仙台市、川崎市、横浜市、横須賀市、大阪市、神戸市、大垣市

【オブザーバー】

厚生労働省老健局介護保険指導室

【事務局】

一般財団法人高齢者住宅財団 企画部 部長 落合明美

一般財団法人高齢者住宅財団 企画部企画課 川原奈緒

年友企画株式会社（協力）

IV. 本調査の背景

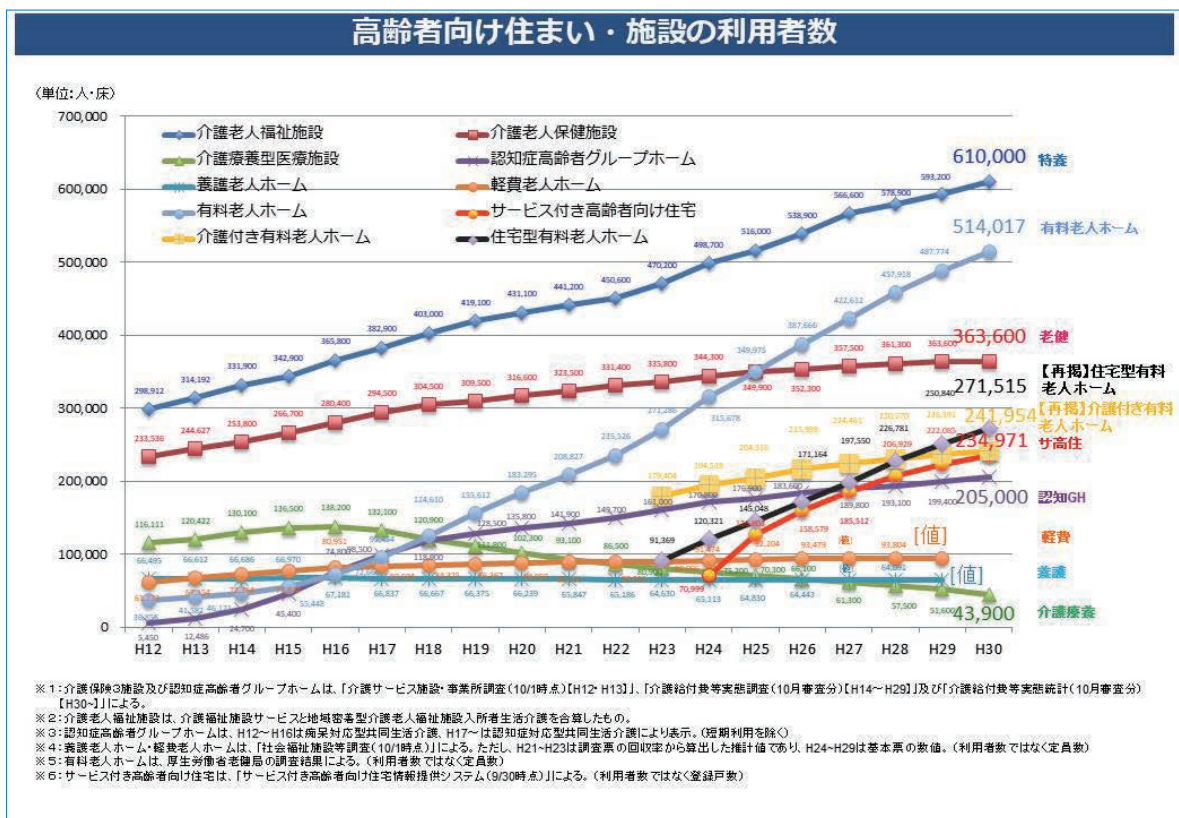
1. 高齢者向け集合住宅併設事業所の現状と課題

(1) 高齢者向け集合住宅と併設事業所

① 高齢者向け集合住宅の増加

高齢化の進展、特に単身高齢者の増加に伴い、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け集合住宅（以下、「集合住宅」とする）が、増加している。（図表 1-1）

これらの集合住宅は、特定施設入居者生活介護の指定を受けておらず、介護サービスを内包していない外付け（外部から入居者に提供されるサービス）がほとんどであることから、集合住宅に併設、又は隣接した形態の介護事業者（以下、「併設事業者」とする）の参入が多くみられる。



図表 1-1 高齢者向け住まい・施設の利用者数(厚生労働省資料)

②併設事業所の状況

「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」（平成30年度老人保健健康増進等事業）によると、併設・隣接サービス事業所が全くないと答えた住宅の割合は、住宅型有料老人ホームでは15.4%、サービス付き高齢者向け住宅（非特定施設）では11.1%であった。ちなみに、介護付き有料老人ホームは70.3%が、併設・隣接事業所が全くないと答えた。

サービス種別に見た介護サービス事業所の隣接・併設の割合は、図表1-2の通りである。

訪問介護事業所、通所介護・通所リハ事業所は、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅ともに、それぞれ約半数で隣接・併設されていた。また、居宅介護支援事業所も、住宅型有料老人ホームの31.7%、サービス付き高齢者向け住宅の41.3%で併設されていた。

そして、併設・隣接事業所が介護サービス事業所の場合、その8割以上が住宅事業者の「関連法人」が運営する事業所であった。

	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅 (非特定施設)
訪問介護事業所	48.8%	55.0%
通所介護・通所リハ事業所	49.3%	53.4%
居宅介護支援事業所	31.7%	41.3%

図表 1-2 サービス種別併設・隣接の割合
「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」
(平成30年度老人保健健康増進等事業 PwCコンサルティング合同会社)

(2) 高齢者向け集合住宅併設事業所の課題

前項で、高齢者向け集合住宅の多くが、同一、または関連法人による介護サービス事業所を併設している実態を述べた。

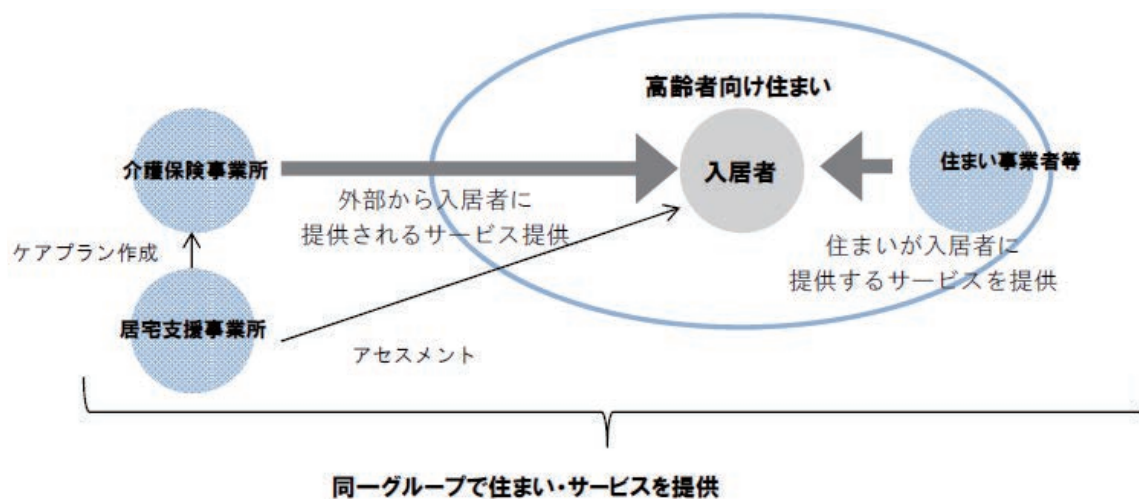
住宅事業者と介護事業者の密接な連携が可能といったメリットがある反面、このような集合住宅と介護サービス提供主体が同一グループである事業モデルに対し、既往の研究では、「入居者の事業所選択の自由が阻害される」、「事業者本位のサービス提供による過剰・過少サービス」、「職員体制、及び居住サービスと介護保険サービスの切り分けが不透明」といった課題が生じやすいと指摘されている。(図表1-3)

平成29年7月10日に、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室から都道府県・指定

都市・中核市の介護保険主管（部）局に向けて発出された事務連絡「高齢者向け住まいに併設されている介護サービス事業所に対する指導監督について」によると、

「こうした住まいは、高齢者の多様な住まいのニーズの受け皿として重要な役割を果たしている一方で、平成 27 年度及び平成 28 年度の都道府県等における指導監督の動向を見ると、指定取消・効力停止処分を受けた事業所のうち併設事業所が約 3 割を占めている。全事業所に対する併設事業所の占める状況を勘案すると、併設事業所は、その他の事業所よりも高い割合で指定取消処分の対象になっていることが推察される。」と、併設事業所が、行政処分の対象になっている割合が高い状況が指摘されている。

実際、本調査研究事業で行った、実地指導に係る自治体ヒアリング調査においても、ほとんどの自治体から、「併設事業所は、他と比べて苦情・通報が顕著に多い」ことが指摘された。決して十分とは言えない体制で、併設事業所に対し、重点的に実地指導を行わざるをえない自治体の悩ましい状況がきかれた。



- A 特定の居宅介護支援事業所（同一グループ）への利用が集中するため、入居者に対する居宅介護支援事業所選択の自由が阻害される。
- B 特定の介護保険事業所（同一グループ）への利用が集中するため、入居者に対する介護保険事業所選択の自由が阻害される。
- C 利用者の状態に関係なく、事業者本意のサービスが提供されるため、過剰・過少サービスの提供につながりやすい。
- D 住まいと介護保険事業所の職員は兼務が多く、職員体制が不透明になりやすい。
- E 住まいが提供するサービスと介護保険サービスの切り分けが不明瞭になりやすい。

* 上記課題整理は、平成 25 年度に厚生労働省が実施した「高齢者向け住まい」に関する意見交換会において「外部から提供されるサービスに関連する問題点、課題点」を、高齢者向け住まいを対象としたサービスのあり方に関する調査研究事業の傾向と対応の関係に基づき整理されたものである。

図表 1-3 「高齢者向け住まいを対象としたサービス提供のあり方に関する調査研究事業」報告書より
（平成 26 年度老人保健健康増進等事業 株式会社アルテップ）

2. 実地指導とは

(1) 介護保険制度における指導監督について

介護保険制度における指導監督については、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、介護保険法第4章(保険給付)第23条、24条に基づく「指導」と、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に指定基準や報酬請求の内容等について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章に定められた権限を行使する「監査」とがある。

指導監督業務は、「指導は制度管理の適正化とよりよいケアの実現」、「監査は不正請求や指定基準違反に対する機動的な実施」と明確に区分して実施することにより、適切な運営を行っている介護サービス事業者等を支援するとともに、介護保険給付の適正化に取り組むこととされている。

①指導の主旨

介護保険事業の健全な運営を確保するため、サービスの質の確保・向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者に対し、指定基準の遵守、サービスの内容、介護報酬請求等に関する事項について周知徹底させるために実施。

②指導の類型

ア) 集団指導

介護保険制度の改正内容、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の算定方法、関係法令等について、その時々課題や問題事例等も踏まえて、講習会形式により実施。

イ) 報告等

介護サービス事業所にチェックリスト等の提出を求め運営状況を確認。

ウ) 実地指導

サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者の事業所等に赴き、適正な事業運営が実施されているか確認し、指導等を実施。

実地指導を行う中で、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合や指定基準に違反している場合等には、直ちに「監査」に変更して、不適正な運営や介護報酬の不適正な支払いを早期に停止させるための継続的な対応を行う。

③介護サービス事業者に対する実地指導の適切な実施

高齢者の尊厳を保持し、良質なケアが提供される体制を継続させること、そして高

齢者への虐待を防ぐことで、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高める重要な役割の一翼を担っている。

介護サービス事業所が年々増加し、制度改正に伴いサービスの種類が増加し、加算も充実するとともに、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに居宅サービスが併設された事業形態の増加など、指導監督に関わる環境は変化を続けている。これらに対応しながら、利用者の自立支援と尊厳の保持をはかるため、実地指導や集団指導をより効果的かつ効率的に実施することが、各自治体においても求められている。

指導に関する介護保険法の規定

介護保険法

○第4章 保険給付 第一節 通則

(文書の提出等)

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（中略）、居宅介護支援（中略）、施設サービス（中略）、介護予防サービス（中略）を担当する者（中略）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(帳簿書類の提示等)

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（中略）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者（中略）に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者（中略）に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（中略）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(3 以下略)

監査に関する介護保険法の規定

○第5章 介護支援専門員並びに事業者及び施設 70条以降の各条文にもとづく

※一部抜粋

(指定居宅サービス事業者の指定)

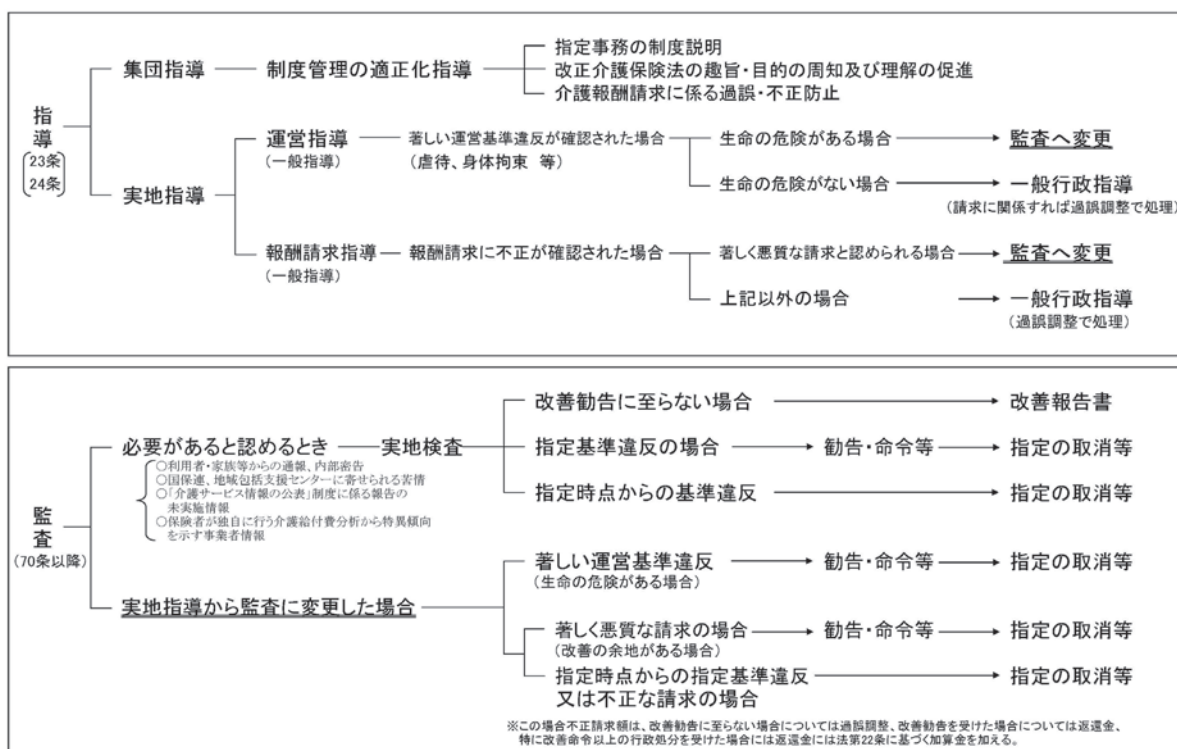
第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

(中略)

(報告等)

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者（中略）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、（中略）出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に係りのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

都道府県・市町村が実施する指導及び監査の流れ



図表 1-4 厚生労働省 2006 年 8 月 全国介護保険指導監査担当課長会議資料

④実地指導の標準化

令和元年 5 月 29 日、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長は、各都道府県・政令指定都市・中核市の介護保険施設等指導監査担当課長に向けて「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」を発出し、指導の標準化・効率化及び指導時の文書削減を図り、実地指導の実施率を高める観点から、「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」を定め、これを通知した。

<標準項目>

確認項目数は、平成 17 年度以前の項目に比べると、令和元年 5 月より、訪問介護では 90 項目から 40 項目程度に削減するなど、文書量の削減を目的に標準化に努めている。

<頻度>

指定有効期間に最低でも 1 回実施することが定められているが、特に十分な頻度が確保できない自治体においては、過去の実地指導で事業運営に特に問題が認められない事業所については、実地指導の頻度を緩和。集団指導のみとすることも検討課題になっている。

<所要時間短縮の試み>

標準確認項目を削減することで、1 事業所あたりの指導の所用時間をできる限り短縮し、1 日複数の事業所の実地指導が行えるよう頻度の向上を目指す。

<同一所在地等の実地指導の同時実施>

できるだけ同日に行うことで、効率性を高める。

<運用の標準化>

実地指導実施の際は、原則として 1 ヶ月前までに各事業所へ通知し、当日円滑に実施できるように、指導の流れをあらかじめ示す。ケアの質を確認するための利用者の記録は原則 3 名以内とする。

⑤介護サービス別の指導権限（併設事業所関連）

	都道府県・政令指定都市・中核市が 指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>居宅介護サービス</p> <p>＜訪問サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与 <p>＜通所サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション <p>＜短期入所サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ ・短期入所療養介護 	<p>地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 <p>居宅介護支援</p>
予防給付を行うサービス	<p>介護予防サービス</p> <p>＜訪問サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防福祉用具貸与 	<p>地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 <p>介護予防支援</p>

図表 1-5 厚生労働省資料をもとに作成

(2) 高齢者住まい法・老人福祉法の立入検査について

都道府県等は、老人福祉法第 29 条第 11 項の規定に基づき、有料老人ホームに対し、立入検査ができることとされている。有料老人ホーム設置運営指導指針等の規定に照らし、是正又は改善を要すると認められる事項について、必要な助言、指導、命令を行うことにより有料老人ホームの適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的に実施されるものである。

なお、平成 27 年 3 月の標準指導指針の改正により、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅が標準指導指針の適用対象に追加され、これらに対する適切な指導も求められることから、有料老人ホーム及び、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も対象となる。

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者住まい法第 24 条第 1 項に基づき、都道府県等が立入検査を実施することとされている。業務に関し必要な報告を求め、事業所もしくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

老人福祉法第 29 条第 11 項

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第 4 項から第 8 項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

高齢者住まい法第 24 条第 1 項

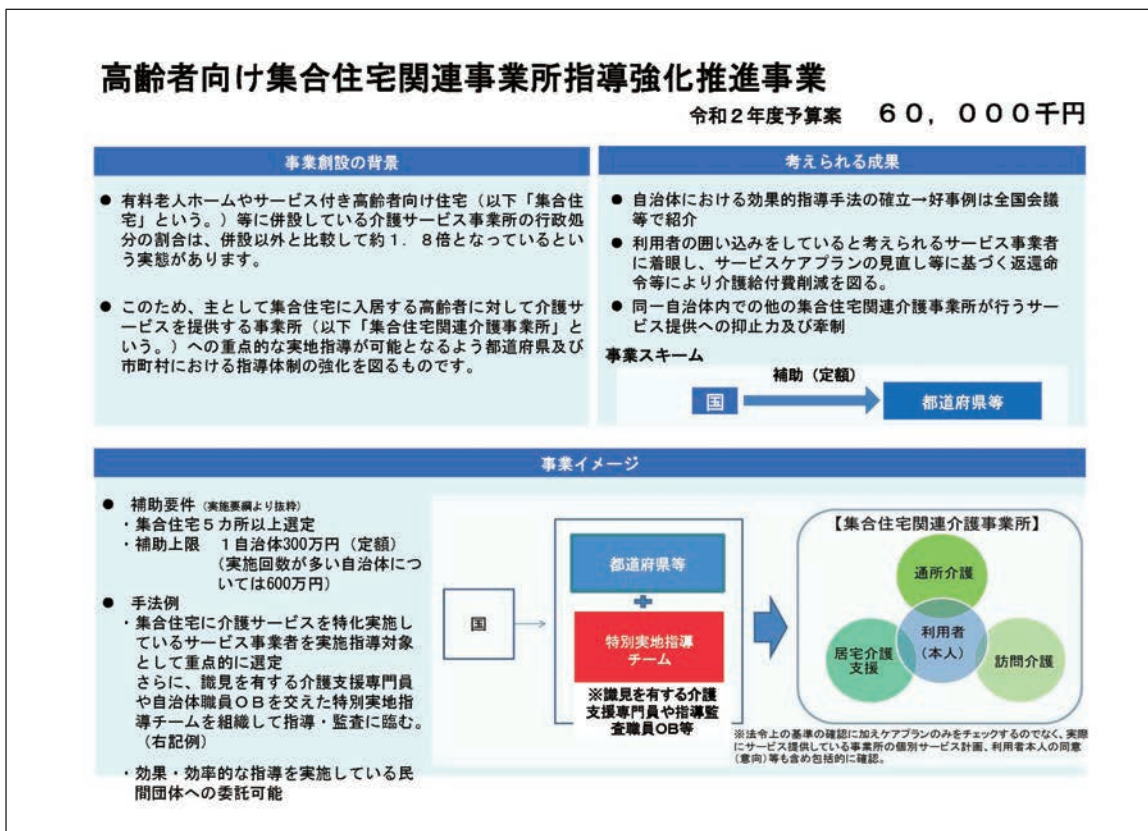
都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者(以下この項において「管理等受託者」という。)に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3. 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

(1) 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業の創設

高齢者向け集合住宅に併設している介護サービス事業所の行政処分の割合が高いことを受け、厚生労働省は、平成30年度に、「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を創設した。都道府県や市町村が、集合住宅併設事業所に対する重点的な実地指導が可能となるよう、指導体制の強化を図ることを支援しようとする制度である。

当該事業は、平成31年度(令和元年度)、令和2年度も継続されることとなっている。



図表 1-6 厚生労働省「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」

(2) 平成 30 年度に実施した 8 自治体の取組概要

A 自治体（都道府県）

- ・実務経験のある自治体職員 OB（保健師）2 名を雇用し、ケアプランの確認や利用者処遇状況の確認を強化する体制を構築した。また、臨時職員を 1 名雇用し、有料老人ホーム関連事業所の台帳作成等を実施。集合住宅関連事業所への実地指導をより多く実施するための指導體制の人員確保につながった。
- ・市町村や有料老人ホームの立入調査と連携した実地指導がよりスムーズに行えるようになった。

B 自治体（政令指定都市）

- ・住宅型有料老人ホーム、サ高住の届出情報等から、併設する訪問介護、通所介護、居宅介護支援がサービス提供を行っている事業者を抽出。
- ・実地指導と別途に、職員の兼務状況、集合住宅におけるサービス提供事業所の集中等について、集合住宅及び、併設事業所を含め照会し、施設全体の状況把握を行うよう工夫。
- ・併設する居宅サービスの利用について、同一建物減算の適用の有無を給付データから定期的に確認。
- ・返還実績あり。

C 自治体（政令指定都市）

- ・国保連のデータを活用し、給付限度額の利用率を精査して対象事業所を抽出、ケアプラン適性化事業と連携して実施する方法が、最も効率的であった。
- ・併設事業所のケアマネジメントの傾向分析をあらかじめ行い、ポイントを絞り、かつ内容まで踏みこんだケアプランチェックが可能となった。
- ・網羅的な指導體制：事業者指導担当課・介護保険担当課、住宅担当課、高齢福祉担当課
- ・実地指導に関する改善報告について、十分な振り返りと改善の実施が確認できるまで再報告を求めることで、事業所が、事務の流れをマニュアル化するなど、改善実施が確認できた。

D 自治体（政令指定都市）

- ・補助金を非常勤の嘱託員らの賃金にあてている。
- ・多様なサービス提供主体に対する実地指導事務を担当させることで幅広い知識の習得を図り、指導員のスキルアップにつながった。

- ・高齢者向け集合住宅所管部局の高齢者向け集合住宅に係る指導業務と合同で指導業務を実施。
- ・併設なしの事業所、集合住宅、集合住宅関連事業所の各々の指導の相違を検討し、指導事務のスキルアップを図る。

E 自治体（都道府県）

- ・自治体職員 OB を派遣して、通常よりも体制強化。
- ・集合住宅と関連事業所の勤務表やサービスの記録、費用の徴収等について確認し、適切な勤務体制の下でサービスが提供されているか、会計の区分は明確か、等を確認し、身体拘束廃止や虐待の防止、事故・苦情対応、非常災害対策や緊急対応等について聞き取りを実施。

F 自治体（都道府県）

- ・社会福祉法人の生活相談員経験者を非常勤職員として採用し、事業者サイドの視点を獲得。
- ・経験豊かな県職員 OB から実地指導のノウハウを学ぶことができた。

G 自治体（中核市）

- ・集合住宅と関連事業所の勤務表、サービス記録、費用の徴収等について併せて確認。
- ・成果として、重点事項を作成し、有料老人ホームへの集団指導を行う。

H 自治体（中核市）

- ・実地指導の一部を指定市町村事務受託法人へ委託。
- ・有料老人ホーム併設の介護事業所については、有料老人ホームの立入調査を市が行い、介護事業所への実地指導を委託事業者が行って、相互連携を図り、効率的な実施方法を実施。
- ・実地指導の委託が継続し、市と受託者の連携をより一層深めることにつながった。

第 2 章 調査結果

Ⅰ. 自治体アンケート

1. アンケート調査の概要

(1) 目的

- ・自治体における高齢者向け集合住宅に併設する介護事業所に対する課題認識の状況の把握
- ・併設事業所に対して重点的な実地指導を実施している自治体、及びその実施内容の把握
- ・今後の取組意向の把握
- ・「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」の認知状況の把握

(2) 調査概要

- ① 調査対象 集合住宅併設介護事業所等に対する実地指導を行っている自治体所管部署
都道府県 (47) 政令指定都市 (20) 中核市 (58) : 合計 125 自治体
- ② 調査方法 介護保険指導室より質問票をメールにより送信、高齢者住宅財団が回収・集計
- ③ 調査期間 令和元年 10 月 17 日～11 月 7 日
- ④ 回収件数 都道府県 37 件 政令指定都市・中核市 66 件 総回答件数 103 件 回収率 82.4%

2. アンケート調査結果

(1) 自治体で所管するサービス付き高齢者向け住宅、 及び住宅型有料老人ホームの数

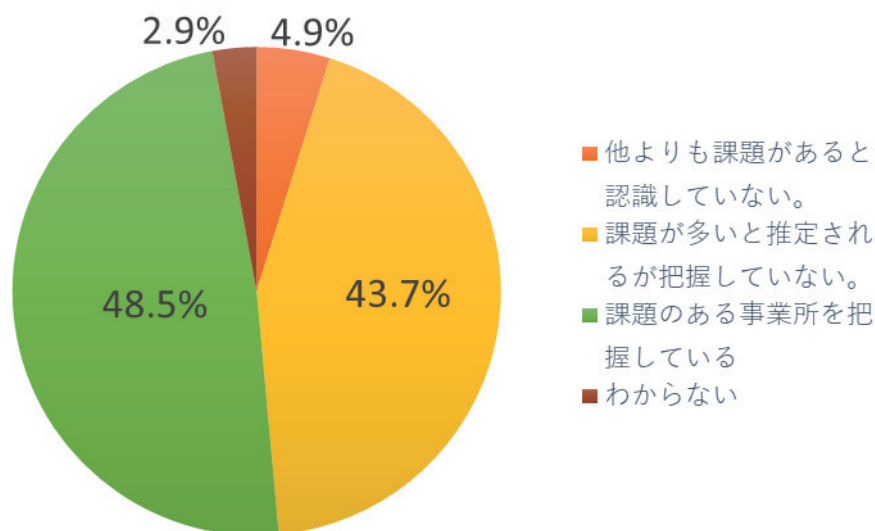
- ・ 都道府県が所管するサービス付き高齢者向け住宅の平均は 102.9 棟、最大値は 379 棟、最小値は 14 棟である。構成比では「51～100」棟が、43.2%を占める。
- ・ 都道府県が所管する住宅型有料老人ホームの平均は 138.2 施設、最大値は 473 施設、最小値は 17 施設である。構成比では「1～50」施設が、32.4%を占める。
- ・ 政令・中核市が所管するサービス付き高齢者向け住宅の平均は 41.5 棟、最大値は 225 棟、最小値は 10 棟である。構成比では「21～50」棟が、56.1%を占める。
- ・ また、政令・中核市が所管する住宅型有料老人ホームの平均は 64.9 施設、最大値は 348 施設、最小値は 3 施設である。構成比では「21～50」施設が、37.9%を占める。

都道府県 (回答数37)	棟数または施設数				住戸数			
	1～50	51～100	101～200	201～	1～1000	1001～2000	2001～5000	5001～
サービス付き 高齢者向け住宅	10 27.0%	16 43.2%	6 16.2%	5 13.5%	6 16.2%	13 35.1%	11 29.7%	7 18.9%
住宅型 有料老人ホーム	12 32.4%	5 13.5%	11 29.7%	9 24.3%	6 16.2%	11 29.7%	7 18.9%	13 35.1%

政令・中核市 (回答数66)	棟数または施設数				住戸数			
	1～20	21～50	51～100	101～	1～500	501～1000	1001～2000	2001～
サービス付き 高齢者向け住宅	14 21.2%	37 56.1%	10 15.2%	5 7.6%	8 12.1%	24 36.4%	20 30.3%	11 16.7%
住宅型 有料老人ホーム	15 22.7%	25 37.9%	16 24.2%	10 15.2%	10 15.2%	12 18.2%	18 27.3%	23 34.8%

(2) 集合住宅併設介護事業所の現状についての把握

92.2%の自治体が、集合住宅併設事業所に課題があると認識しており、48.5%は課題のある事業所を把握している。



(N=103)

選択肢	件数	割合 (%)
1. 他よりも課題があると認識していない	5	4.9
2. 課題が多いと推定されるが把握していない	45	43.7
3. 課題のある事業所を把握している	50	48.5
4. わからない	3	2.9
合計	103	100

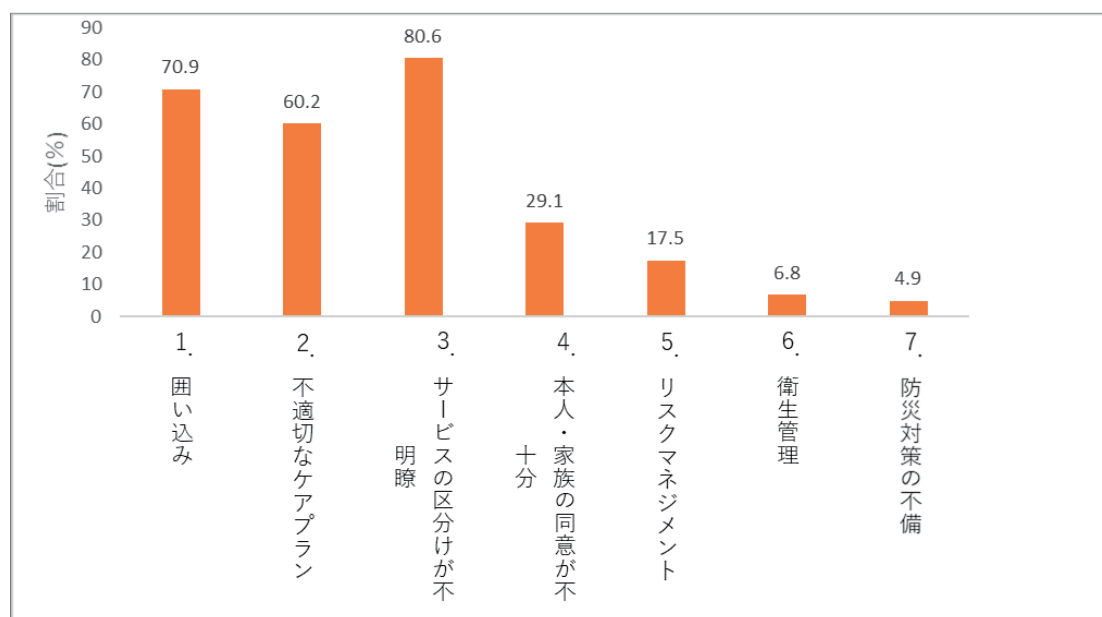
課題のある事業所を把握している場合、その把握方法（自由記述からの抜粋）

- 実地指導による把握（同様の意見 25件）
- 苦情・通報による把握（同様の意見 27件）
- 施設・住宅所管課との連携による把握（同様の意見 5件）
 - ・ 有料老人ホームに対する実地検査と同時に実地指導を行った場合に不適切なサービス提供が行われていることや指定基準に違反していること等を把握する。
- その他
 - ・ 給付実績データや加算の取得状況（特定事業所集中減算等）、過去の指導歴などで把握している。

- 変更届等の各種提出書類で把握している。
- 課題があると想定される同法人の訪問介護事業所について、2年間の介護報酬のデータを分析している。
- 同一法人内の居宅介護支援事業所や訪問介護事業所にて区分別支給限度額いっぱいサービスを組みつつ訪問介護の提供にあたっている利用者の割合が高い事業所について、給付適正化データにて把握している。
- ケアプラン点検による把握。

(3) 集合住宅併設介護事業所について、具体的に把握している課題（複数回答）

集合住宅併設介護事業所について、「住宅サービスと介護保険サービスの区分けが不明瞭」80.6%、「困り込み」70.9%、「不適切なケアプラン」60.2%の3つが主に課題として把握されている。

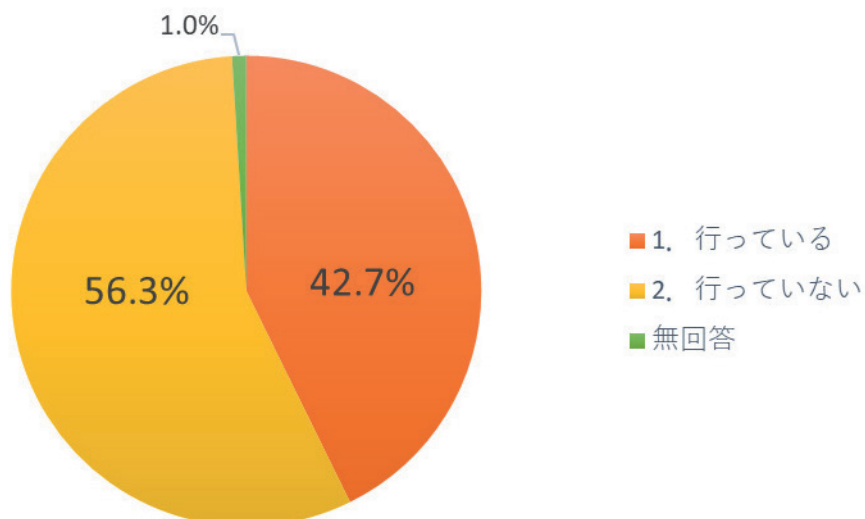


(N=103)

選択肢	件数	割合 (%)
1. いわゆる利用者の「困り込み」で、特定の介護事業所に集中	73	70.9
2. 本人の状態像に合わない不適切なケアプラン	62	60.2
3. 住宅の独自サービスと介護保険サービスの区分けが不明瞭	83	80.6
4. サービスに関する説明や、本人・家族の同意が不十分	30	29.1
5. リスクマネジメント・虐待防止対策が不十分	18	17.5
6. 衛生管理・感染症対策が不十分	7	6.8
7. 防災対策の不備	5	4.9

(4) 併設介護事業所に対する重点的な実地指導等の取組について

併設事業所に対する重点的な実地指導を行っている自治体は 42.7%である。



(N=103)

選択肢	件数	割合 (%)
1. 行っている	44	42.7
2. 行っていない	58	56.3
無回答	1	1.0
合計	103	100.0

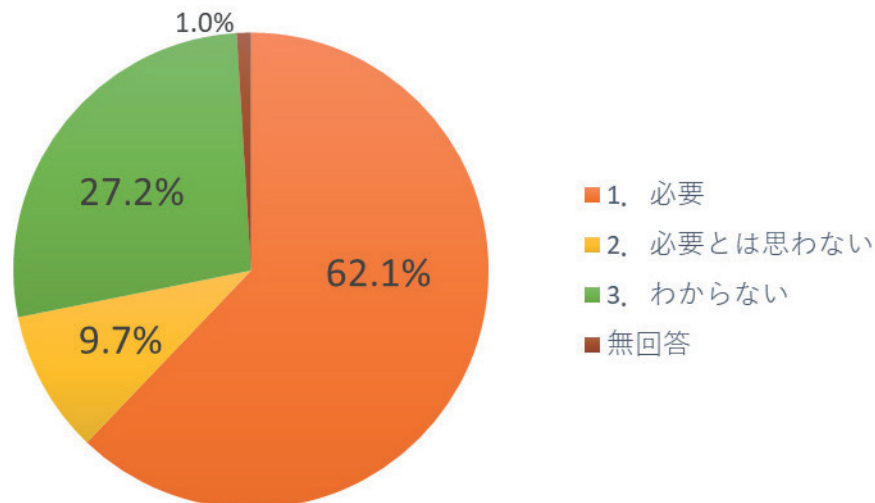
重点的な取組内容（自由記述からの抜粋）

- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅への立入検査と同時に実施（同様の意見 12 件）
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの立入検査と同時に併設の介護事業者に対しても実地指導を行い、一体的に運営状況等を確認、指導している。
 - ・ 可能な限り、有料老人ホームの指導担当者と合同で実地指導を実施し、契約時の説明方法、介護サービス事業所の選択方法及び独自サービスと介護保険サービスの区分方法等について、確認している。また、有料老人ホームの指導担当者が同行できない場合であっても、ヒアリング等を実施して、確認している。
- 併設事業所を優先的に指導、もしくは指導頻度を高めている。

- ・ 実地指導対象事業所の決定に当たっては、併設介護事業所用の選定枠を設け、必ず定期的に実地指導を実施する体制としている。
- ・ 通常の事業所と比較して、実地指導の頻度を高めている。(通常は6年に1回、併設は3年に1回程度)
- ・ 利用者の支給限度額に対し利用割合が多い事業所を実地指導の対象としている。
- ・ 訪問介護の実地指導の対象にできるだけ高齢者向け集合住宅の併設事業所を選定している。
- 併設事業所であることを把握した上で実地指導を行う。
 - ・ 事前に事業所の所在地が高齢者住宅と同じ所在地、または隣接地となっていないかを確認し、国保連のデータなどでサービスの提供の傾向を調べ、実地指導では不要なサービスを提供していないかなどを確認している。
- 併設事業所の場合は重点的に確認する指導事項がある。
 - ・ 実地指導実施計画において、集合住宅入居者に対するサービス提供の適正化に対する支援を重点指導事項としている。
 - ・ 勤務体制やサービス内容が区分されているか確認している。
 - ・ 囲い込みがないか、サービスの区分けが適切に行われているか等について確認を行い、必要に応じて指導・助言している。
 - ・ 利用者及び家族の介護に対する意向を正確に把握し、プラン作成の上、サービス提供を行っているか確認する。
 - ・ 有料老人ホーム等の入居者のケアプランに特化したケアプラン点検を実施。

(5) 今後の併設事業所に対する重点的な取組について

62.1%の自治体が、重点的な取組が必要と回答している。



(N=103)

選択肢	件数	割合 (%)
1. 必要	64	62.1
2. 必要とは思わない	10	9.7
3. わからない	28	27.2
無回答	1	1.0
合計	103	100.0

今後の併設事業所への取組について（自由記述からの抜粋）

- 重点的に取り組む必要があるとする理由
 - ・ 併設事業所においては、当該組織による介護サービスの「囲い込み」で完結してしまう場合が考えられるため、提供しているサービスが、過剰なサービス提供になっていないか、利用者にとって必要なサービスなのか確認する必要がある。
 - ・ 併設事業所では、いわゆる施設サービスと同じようなサービスを提供しており、法の主旨である自立支援とは程遠い不必要なケアが蔓延している場合が見受けられる。

- ・ 利用者が本当に必要としているケアが行われるべきで、事業所主体の介護給付になっていないかどうかは介護給付の適正化及び介護保険制度の信頼性・持続可能性の観点からも重要と考える。
 - ・ 通所介護においては、利用日でない入居者を事業所に連れてきているケースが散見され、定員超過によるサービスの質の低下が懸念される。
- 重点的に取り組みたい内容
 - ・ 利用者ごとに作成されているケアプランを確認し、現在のサービス提供に至るまでの過程を重点的に確認していきたい。
 - ・ 訪問や通所などの併設事業所だけに実地指導を行ったとしても、本人の状態像に合わない不適切なケアプランなどは改善の見込みが薄いので、居宅介護支援事業所と一体に指導できればよいと思う。
 - ・ 書面等の確認では、実際の状況がわからないため、従業者からの聞き取り中心の実地指導を常態としたい。
 - ・ 市町のケアプラン点検に合わせた、併設事業所への実地指導。(都道府県)
 - ・ 居宅介護支援事業所を所管する市町と合同での実施指導について検討する。(都道府県)
 - ・ 苦情の発生割合が高い傾向にあるため、苦情があった事業所に対しては複数回の実地指導の実施や、実施の間隔を短くするなどの取組を行いたい。
 - ・ 高齢者向け集合住宅所管課と、併設介護事業所との合同指導。
 - ・ 具体的に取り組みたい内容は、①近隣自治体が保険者の入居者も多数存在する可能性があり、近隣自治体と協力の上、ケアプラン、訪問介護計画書、訪問介護サービスの実施記録などを同日同時に施設入居者全員分確認。②居宅介護支援事業所において特定事業所減算同様、同一建物減算の一覧の作成を義務付ける。
 - ・ 訪問介護と通所介護の連絡会を行政主導で立ち上げ、それぞれの事務局が主体的に課題や質の高いケアの在り方について検討しその結果などをほかの事業所に向けて発信することで自己啓発を促す。
- 併設事業所に実地指導を行う上での課題
 - ・ 取組にあたり、当該事業所が併設施設なのかどうか、介護保険のシステム上で区別できる仕組みを取り入れていただきたい。現状は前任者から引き継がなければ、全事業所の台帳を1件ずつ出力し、併設かどうかを確認しなければならない。(これについても、併設と明確に記載がある訳ではなく、平面図や写真、住所等から類推するしかない。)

- ・ 有料老人ホーム入居者の適切なケアマネジメント、有料老人ホーム等併設事業所の適切な運営に関する具体的なガイドラインを整備し、事業者及び指導担当者に模範的なモデルを呈示することが望ましいが、作成は困難である。全国的な課題であるため、厚労省により先進事例の紹介やガイドラインの整備等をしていただきたい。
 - ・ 介護報酬の減算措置を除くと指導にあたっての明確な判断基準が定まっていないケースが多く、対応に苦慮しているため、併設事業所への重点指導項目など、具体的な指導方針を国から示していただきたい。
 - ・ 集合住宅＋訪問看護＋居宅療養介護（薬剤師）のセットが増えている感じもするため、居宅療養管理指導のケアプラン組込義務化及び支給限度額の対象化をすれば指導もしやすい。
 - ・ 国からの具体的な取り扱いが示されていないこと（有料老人ホーム入居者へのサービス提供の留意事項）、また、有料老人ホームへの立入調査の根拠が指針になるため、実地指導よりも根拠が弱い。法令遵守という目的での指導ができないため、実地指導とのレベルの差に悩んでいる。
 - ・ 指導指針の適切な運用を考えた場合、指針が届出基準であるかのように扱ったり、その規定の内容に強制力があるかのような指導を行う形となるのではと思われるため、重点的な実地指導について再度示していただきたい。
 - ・ 併設事業所においては、とかく閉鎖的になりがちであるため、不正が行われやすい環境にあると思われる。そのため、外部の評価（行政指導や第三者評価など）が有効であると考えます。
 - ・ 現在の実地指導の範囲では書類が整備されている場合は、指導困難である。レセプトの詳細化（サービスを提供した日時とヘルパー名の記載を義務付ける等）で、不正ができないようなシステムが求められる。
 - ・ 他の施設も年々増加傾向にあり、現在の体制でどこまで重点的な実地指導が行えるか。
 - ・ 情報では、限度額一杯のサービス量で利用させる傾向にあると聞かすが、具体的に把握する方法は、保険者でないデータは得られない。（都道府県）
- 重点的な取組を必要と思わない理由
 - ・ 通常の実地指導において、課題の把握及び指導が可能であるため。
 - ・ 介護事業所に対する実地指導は、概ね6年に一度の頻度で行うことも難しい状況であり、併設事業所のみ重点的に行う余裕はない。全国的に同様の問題点が存在している状況であれば、重点的な実地指導によるものではなく、制度改定そのものによる対策を講じる必要があるのではないかと考

える。

- ・ 併設事業所の重点的な実地指導を行っても、介護保険法及び基準上の問題を明らかにすることは、困難であるため。

(6) 「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」について

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業を活用したいと回答したのは、5自治体であった。

選択肢	件数	割合 (%)
1. 本事業を活用したい	5	4.8
2. どちらかわからない	18	17.5
3. 今のところ、活用する予定はない	63	61.1
4. その他	12	11.7
無回答	5	4.9
	103	100

II. 自治体ヒアリング

1. ヒアリング調査の内容

(1) 目的

高齢者向け集合住宅関連事業所への実地指導について、自治体の創意工夫、着眼点、ノウハウ等を自治体ヒアリングにより収集し、効果的・効率的な指導方法の実践例を整理した好事例集又は指導マニュアル案を作成する。

(2) 併設事業所に係る主な課題

- ① 利用者の囲い込みで特定の介護事業所に利用が集中
- ② 本人の状態像に合わない不適切と思われるケアプラン
- ③ 住宅の独自サービスと介護給付サービスの区分けが不明瞭

(3) 主なヒアリング項目

1. 併設事業所に対して重点的に実地指導を行うことの動機、目的
2. 併設事業所の把握方法、及び、指導対象とする併設事業所の抽出方法
3. 実地指導体制（連携部署等を含めて）
4. 実地指導の手順
 - ① 併設事業所に対する実地指導の要項・指針・マニュアルやツール等の有無
 - ② 指導前の準備（事前提出資料、及び確認のポイント）
 - ③ 訪問時のタイムスケジュール
 - ④ 実地指導の具体的な内容
5. 主な指導事項
6. 効果・成果
7. 課題、及び限界
8. 効果的・効率的な実地指導のあり方について、経験を踏まえたご意見
9. 今後の取組意向 他

(4) ヒアリング対象の選定

1. 平成 30 年度「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」実施自治体：
4 自治体
2. 自治体アンケート調査より抽出：3 自治体
3. 上記以外：3 自治体（ヒアリング先での推薦等）

2. ヒアリング結果の概要

(1) 都道府県 a (平成 30 年・令和元年度強化推進事業)

強化推進事業での取組概要

- 自治体職員（保健師）2 名を雇用。併設事業所への実地指導におけるケアプランの確認、利用者処遇状況の確認強化体制を構築。また、臨時職員 1 名を雇用し、有料老人ホーム関連事業所の一覧（台帳）作成等を実施。
 - 有料老人ホームの立入調査との同時実施や、市町村と連携した実地指導を行い、調査情報、調査手法の共有を図りながら、事業を実施。
-
- 併設事業所の抽出方法として、昨年度の当該事業で、県のシステムやインターネットの地図等から有料老人ホーム併設事業所の一覧（台帳）を作成。新設のケースでは、事前協議の段階で事業所併設を予定している事業所の情報を、同じ高齢者支援課内にある有料老人ホーム担当の施設介護班と連携していち早くキャッチ。
 - 併設事業所の台帳の中から、6 年に 1 回の指導のサイクルの中で、一度も行っていない事業所、苦情があった事業所を優先。
 - 指導体制は、居宅介護班係長級職員 1 名と当事業で雇用した嘱託職員 1～2 名に加えて、有料老人ホームの所管である施設介護班の担当職員（立入調査同時実施の場合。サ高住は住宅課と連携）及び保険者としての市町村が同行するケースもある。
 - 事前提出資料はあえて求めず、指導当日にありのままを見る。
 - ケアプランに関して、保険者ではないのでなかなか踏み込めないジレンマがある。
 - サービスの質に関しても、2 時間という限られた指導時間の中では言及しづらいが、訪問介護計画の作り方が雑である点等を指摘する。なかには、ケアプランをそのまま訪問介護計画に写しただけのものも散見され、モニタリングも十分に行われていないケースも多い。
 - 返還のケースとしていちばん多いのは、記録関係。初回加算を算定する際にサービス提供責任者が同行した記録がないケースである。
 - 当事業実施の成果・効果として、指導に係る人員が増員でき体制が強化された。併設事業所に焦点を絞り実地指導に行くことで、緊張感を醸成できた。また、意図的に不正を行っている事業所については、監査に移行し、行政指導・行政処分を行うこともできる。
 - 併設事業所の課題は、兼務が多く、住宅事業と介護保険事業の区分けが明確にできない点である。

(2) 政令・中核市 b (平成 30 年・令和元年度強化推進事業)

強化推進事業での取組概要

- 居宅サービス等を実施する介護保険事業所への実地指導事務を担当する非常勤嘱託職員に、本来業務に加えて、高齢者向け住宅に係る指導業務と合同で行う集合住宅関連事業所への指導事務を担当させる。その上乗せ業務部分の報酬に、本補助金を充当。
- 高齢者向け集合住宅所管部局の高齢者向け集合住宅に係る指導業務と合同で実地指導を実施することで、居住サービスと介護保険サービスを一体的に行っている事業形態の一体不可分なサービスのあり方について、集中的に見ることが目的。
- 併設事業所把握と抽出方法は、サービス付き高齢者向け住宅の場合、住宅部局と合同で（新規登録と更新時期を迎えた事業所に住宅部局が毎年指導に入るの、そのなかで併設事業所かつ一度も指導に入ったことのない事業所について）指導に入る。
- 住宅型有料老人ホームの場合、市内の有料老人ホームのリストと指定介護事業所（居宅介護サービスと小規模多機能型居宅介護）のリストを住所で突合し、集合住宅併設事業所のリストを作成。実地指導未実施の事業所を抽出する。
- 指導体制は、基本として 1 サービス事業所に対し、職員 1 名、非常勤嘱託職員 1 名の 2 名体制。訪問介護と居宅介護支援を併設した有料老人ホームの場合、職員 2 名、非常勤嘱託職員 2 名に有料老人ホーム担当職員が加わる（計 4～5 名）。
- 基本的に住宅事業と介護保険事業を同時に実施するので、午前 10 時から午後 5 時までのタイムスケジュールとなる。
- サービスの棲み分けや記録、サービスを位置付けた理由等について、重点的に注意している。
- ケアプランが適正かどうか、質の判断に踏み込むことはなかなか難しい。
- 併設事業所の利用者に過剰サービスのプランが集中している印象がある。
- 実地指導を行った併設事業所において、同一建物減算逃れはなかったが、たとえ減算されても収益が出るような仕組みを取っているとも考えられる。
- 強化推進事業実施の成果として、従来単体の事業所の実地指導だけ行っていた非常勤嘱託職員が、併設事業所の多様なサービス提供に対する実地指導事務を経験することで、書類を見る目が肥え、スキルアップにつながった。
- 事業者自身が適正化に向かっていくように、行政として目指すべき姿を継続的に伝えていくことが大切。

(3) 政令・中核市 c (平成 30 年度強化推進事業)

強化推進事業での取組概要

- 市内では高齢者向け集合住宅が増加。早期に併設事業所に実地指導ができるように、集合住宅の所管課と届出情報や実地指導結果の共有等を行い連携。
- 指定市町村事務受託法人に委託を実施し、集合住宅関連事業所のうち、居宅介護支援事業所への指導を優先的に 40 件分追加する形で依頼した。
- 併設事業所においては、囲い込みや住宅と併設事業所のサービスの区別ができていないケースが多く、指導事例が多いため、集中的に現地確認を行い正確に実態を把握する目的から補助金を活用している。
- 高齢施設課に施設リストを依頼し、運営状況点検書の中にある、併設事業所の有無の記載から抽出。さらに請求と関係している介護保険課に、抽出された事業所の中から同一建物減算が適用されていない事業所を抽出し、そこを指導の対象とした。
- 体制は、事前準備と提出資料の確認作業、当日の指導内容に関しては委託先に任せ、加算の返還や再確認が必要な事業所に関しては、介護事業指導課が行う。当日の人員は基本的に 2~3 人。指導に要する時間は 3~4 時間。
- 基本的に高齢施設課による施設への実地指導と同時に実施していない（スケジュールが一致しない問題もある）。施設について通報があり、そこに併設事業所があれば指導課にも情報提供があり、一緒に現地に確認をしに行く。
- 併設事業所に限って特に指導内容を変えていない。
- 兼務状況が区分されていないケースが多く、事前提出資料の中では特に勤務形態一覧表の確認を重視している。
- 限度額ギリギリまで介護保険サービスを入れている併設事業所では、オーバークラスを有料老人ホームのサービスと捉えて使用しているパターンが多い。
- 別の法人との兼務や、保険者をまたいでの減算逃れは指摘が難しい。
- 今後は、居宅介護支援事業所を優先的に着手していく。

(4) 政令・中核市d(平成30年・令和元年度強化推進事業)

強化推進事業での取組概要

- 専任の専門職(介護支援専門員・看護師)をケアプラン担当の係に配置、入居者の処遇点検を行い内容にまで踏み込んだ質の高いケアプランチェックを行った。
- 国保連の介護給付データを精査し、集合住宅関連事業所におけるケアマネジメントの傾向について仔細に分析。不適切事例の多い併設事業所に、事業者指導担当課・介護保険担当課(ケアプラン点検担当の係)が連携して実地指導を行った。
- 本事業に先立ち、介護保険担当課(ケアプラン点検担当の係)が、平成20年度よりケアプラン適正化事業を実施。ケアプランチェックの結果、サ高住併設の居宅介護支援事業所の課題が顕在化した。そこで、第7期介護保険事業計画で、国保連の適正化支援システムを活用し、併設事業所への対応等に焦点を絞ったケアプラン点検の実施に踏み切り、実態把握や指導方法に試行錯誤を繰り返すなか、当該事業を知り、エントリーした。
- 重点的に指導を行う併設事業所の抽出方法は、国保連適正化支援システムから支給限度額100%等の割合が高い集合住宅関連事業所を抽出。その事業所に対しケアプラン縦覧点検を優先的に実施。また、带状に訪問介護サービスを入れたプランや、過剰にサービスを入れたプラン等、不適切事例が多い事業所に対し、事業者指導担当課・介護保険担当課(ケアプラン点検担当の係)で実地指導を行う。
- 国保連と連携することにより、適正化支援システムに挙げられたサ高住等の入居者が特定できるようになった。
- 指導体制は、サ高住の制度は住宅担当課と高齢福祉担当課が所管。住宅型有料老人ホームの制度は高齢福祉担当課が所管。これに事業者指導担当課・介護保険担当課を加えた3~4課合同で指導に行くこともある。
- 住宅の制度所管課と合同で行くことで、住宅内のサービス提供の現場を見ることができる。
- 指導後の改善報告の際に、1~2例の介護サービス計画の提出を求め、計画どおりのサービスを提供しているか確認。今後きちんと運営する旨を書いた報告書も提出していただき、十分な振り返りと改善の実施が確認されるまで再報告を求める。
- サ高住の入居者・家族、そして併設事業所も「施設」と同じ感覚で運営しており、特定施設の指定を受けている有料老人ホームが提供するサービスとあまり変わらないが、包括報酬ではなく、1回ごとのサービス所要時間に応じた報酬区分であることで、サービス提供内容に疑義(単なる見守りや不必要なサービス、ごく短時間のサービスを算定していないかなど)が生じることが多い。

(5) 都道府県 e

- 組織体制について、介護保険関係の指導については、地区割りで2班体制(17人)。介護指導班は、介護保険法に基づく指導、監査・処分、事業者の指定のほか、有料老人ホームの指導・監督も所管する。
- 実地指導は、1事業所につき、原則、2年に1回の頻度で実施。併設事業所についても同様。
- 市町における実地指導のノウハウ獲得、及び保険者としての監督権限行使の機会確保のため、可能な限り、市町と合同実施。
- 政令市連絡会を年3回程度開催し、実地指導の課題等を持ち寄り、情報共有を実施。
- 年度初めに実施方針をホームページで公表。併設事業所について、指導の重点事項として明記。
 - 住宅の業務との兼務について、勤務実績の明確化を徹底
 - 兼務が過剰な状況に対し、適切なサービス提供ができるような体制を整えるよう指導
 - 個別サービス計画に沿って適切にサービス提供をしておらず、施設サービスのサービス提供をしている事業所に対し、適正な運営を強く指導
 - 訪問介護において、適切に同一建物減算を行っていない事例について特に留意して指導
- 有料老人ホーム指導調査を併せて実施。単独事業所の場合は、基本的に2名体制で、午前又は午後の2時間程度で実施。施設系の指導も同時に行う場合は、1日(10時から15時半頃まで)かけて、分担して行う。
- 取組の成果として、文書による指摘率は、平成24年頃に比較して3分の1に減少している。苦情も減っている印象。特に併設事業所については、住宅サービスと介護保険サービスのすみ分けに関する指摘が減ってきた。
- 併設の集合住宅に居住するサービス利用者の状態等に応じて適切に位置付けられているかについては、居宅介護支援事業所のケアプランでチェックするしかないが、居宅介護支援事業所への指導権限が市町に委譲されたため、市町との連携をどのように図っていくかが課題。
- 併設の居宅介護支援事業所以外に、外部の居宅介護支援事業所や自治体など、第三者の目を入れる仕組みをつくる必要があるのではないか。

(6) 都道府県 f

- 実地指導は基本的に 6 年に 1 回実施。苦情が多いため、結果的に併設事業所への指導が増えている。併設事業所に関する特別な指導方法は設けていないが、囲い込みや過剰サービス、流れ作業のようなサービス提供について常に注視している。
- 指導体制は、監査指導室から 2~4 名（併設状況に応じて）、保険者である市町村の介護保険担当が 1~2 名、有料老人ホームの所管である高齢福祉課施設グループと同行することもある。また、行政処分を行う高齢福祉課介護保険指定・指導グループも月に 1 回スキルアップを図るために同行。
- 居宅系サービスは基本的に午前か午後の 2 時間半。2 人で 1 事業所を見る場合、1 人が人員関係を、もう 1 人が新規ケースの契約書や重要事項説明書のチェックを行う。その後、介護過程に沿ってサービスが提供されているかを、通常 2 ケース事例を出してもらい確認。
- 苦情に関する情報共有は、有料老人ホームの所管である高齢福祉課施設グループと頻回に行う。サ高住の所管である住宅部局とも必要があれば共有。苦情や相談関連は、監査指導室、高齢福祉課介護保険指定指導グループ、高齢福祉課施設グループ、福祉相談センターに入るので、苦情相談報告を作成し関係各部署で供覧。
- 市町村との連携は、年度初めに、県に指導してほしい事業所について市町村に尋ね、年度計画に盛り込む。
- 政令市・中核市とは年に 3 回会議を行い、指導方針や法令の解釈等について統一的な指導が実施できるよう連携を深めている。一般市町村に対しても、情報提供することがある。
- 指導の際に事前提出する自己点検シートの中には、集合住宅減算（同一建物減算）適用利用者数が設けてあり、併設事業所であるかどうかを知る手立てとなる。
- 囲い込みについては、居宅介護支援事業所が県の所管ではなく市町村の所管になったので、訪問や通所などのサービス提供事業所と同時に指導ができなくなった。しかし県の実地指導の際には必ず、市町村の担当者も同行するので、ケアプランに関して問題が見つければ、所管の市町村に対し、情報提供を行える。
- 不適切なサービス提供に関しては、訪問介護計画書のアセスメントなど一連のプロセスをかなり細かく見て、指摘。
- 平成 27 年に制度が変わって問題が多発してから、中核市を含む県内すべての事業所に向けて、併設事業所に対する独自の指導指針を通知。これを毎年集団指導の際にも県内各事業所に周知している。
- 住宅のサービスと介護事業所におけるサービス提供において、適切な利用モデル像構築が課題ではないか。

(7) 政令・中核市 g

- 併設事業所の職員は、雇用形態が不明確な状態で住宅型有料老人ホーム等の施設業務と兼務している場合が多く、不正行為があっても実際の状況がなかなか表に出てこない。
- 課の体制として、介護事業支援課は指定係、施設指導係、居宅サービス指導係の3係制。指導担当係は、施設指導係（介護保険施設、有料老人ホーム、特定施設、グループホーム、ショートステイの指導監査を担当）と、居宅サービス指導係（居宅サービスと地域密着型サービスの指導監査を担当）の2つに分かれている。
- 居宅サービス指導係は、職員13名体制（事務8名、保健師1名、嘱託4名）で、うち非常勤の嘱託4名に関しては、ケアプラン適正化事業を実施するため雇用している。施設指導係と居宅サービス指導係が合同で指導にあたる方が効果的だが、係間のタイミングが合わず別々に行うケースもある。
- 実地指導効率化に力を入れ、各種手順のマニュアル化を進めている。
- 指導の実施通知は1ヵ月前。事前提出資料は様式を市のホームページからダウンロードして指導の2週間前までの提出を義務付けている。居宅介護支援事業所に関しては原則、ケアプラン適正化事業を同時に実施する。
- 指導内容は、厚労省の作成した実地指導マニュアルに準じているので、虐待・身体拘束・認知症・個別ケアプラン・地域連携の5点を常に重点的に見るようにしている。あくまで自立支援・重度化防止に資するサービスが提供されているかが基本。
- 居宅サービス指導係でも、有料老人ホームの指導権限の身分証を持っているが、基本的に併設の介護サービス事業所に対してのみ実施通知を送付しているため、有料老人ホーム等に不適切な運営が見受けられても、その場で指摘することは難しい場合が多い。
- 併設の訪問介護事業所の場合、実際に提供されているサービスが訪問介護サービスではなく、「施設サービス」のようなサービスが提供されている状況が窺われる。
- ケアプランチェックには一番力を入れており、居宅介護支援の指導では、事前提出されたケアプランを見て、一連の手順で抜けがないか、不必要なサービスが入っていないかをチェックし、当日ヒアリングして、助言する。
- 介護保険制度と同様に、有料老人ホームやサ高住にも人員配置や指定基準について明確化が必要だが、「基準を作ること」＝「基準違反が増えること」も意味しており難しいと感じる。
- 併設の介護サービス事業所に対して、併設していない場合と同様の基準を適用するのは難しく、別の基準が必要なのではないかと考えている。

(8) 政令・中核市 h

- 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、一つの住所において多くの利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護事業者や、居宅介護支援事業者の状況を国保連のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行う旨明示。
- 介護保険端末と呼ばれる市独自のデータベースから、手仕事で一つの住所に10人以上の利用者が集中する訪問介護事業所、居宅介護支援事業所を絞ってリストを作成し156ヵ所を抽出。3年かけてそれらすべての事業所を重点的に指導する。
- 指定・指導グループ41名のうち有料老人ホームやサ高住の担当が5名。居宅系の訪問介護や通所介護の担当が9名である。また、居宅介護支援事業所に詳しい専門職が必要なため、ケアマネジャー5名(週4日勤務)が非常勤でいる。
- 指導マニュアルは形骸化している。基本はOJTで学ぶ。指導のレベルをそろえるために厚労省が定めた基準に従い、市独自で作成したチェックリストをチーム全員が持って2名1組で指導に赴く。チェックリストはすべての基準や告示が網羅できるしつらえになっている。
- 事前提出書類はないが、事前記入が必要な書類がある。訪問介護では直近月の勤務予定を、氏名、職種、常勤・非常勤の別等に所定の書式に事前記入してもらうことで、効率的に人員基準を確認できるようにしている。また、従業者の資格一覧も事前記入を依頼しており、人員配置要件に対して資格が正しくマッチしているかを、現地でシステマティックにチェックできるようにしている。
- 当日の流れは、3時間コース(9時15分～12時15分:新規指定から半年の事業所及び直近6年間に一度も実地指導を受けていない事業所)と6時間コース(10時半～17時半:苦情通報、不正請求の情報、内部告発のあった事業所等)がある。
- 併設の訪問介護事業所で過剰サービスが疑われた場合、居宅介護支援事業所にも実地指導が入る。通常、訪問介護だけが過剰サービスを提供していることは少なく、居宅介護支援事業所の作成するケアプランにも過剰なサービスが連動しているケースが多い。
- 本市は苦情通報が非常に多く、そういった事業所に対して優先的に指導に入るので、国保連の適正化システムの情報は活用しきれていない。
- 高齢者住宅で働いているヘルパーには「建物の仕事」か、「訪問介護の仕事」のいずれに従事しているのか認識がないことがあり、利用者・従業者双方の認識不足の問題があるのではと思う。
- 集合住宅内に、実態上の訪問介護のサテライト事業所があり、同一建物減算逃れにあたるため、注視している。最近では自治体をまたぐサテライトの事例も増えている。

(9) 政令・中核市 i

- 指導のタイミングは、指定を行った翌年度に必ず実施し、居宅サービス事業所の場合は以後、6年周期で入る。
- 体制については、指導担当課1～2名と、介護保険担当課（介護報酬部分）1～2名が加わり、計3～5名で実施。有料老人ホームのみの場合は、施設サービス担当の係が2～3名で実施する。有料老人ホームを担当する班がサ高住も担当しているので、必要ならサ高住にも一緒に指導に入ることができる。
- 事前準備においては、有料老人ホームの届出情報も指導担当課にあるため、施設サービスと介護保険サービス両方の情報を見ることができる。届出情報と事前提出資料を突合しながら指導の準備を行う。有料老人ホームの管理規定に「介護保険で補えない部分は施設サービスで提供」と書かれていたり、負担限度額いっぱいまで訪問介護サービスを帯状に入れているケースは特に注意する。
- 当日は1サービスについて半日。午前9時半～12時、午後は13時半～16時半。併設事業所は午後になる場合が多い。
- 実地指導後、改善できることは速やかに対応してもらい、通知後1ヵ月をめどに改善報告の提出を求める。
- 指導の時間が足りないことが課題。有料老人ホームと居宅サービス事業所双方の指導を一度にできる人材を養成しない限り短時間での指導は難しい。
- 同日指導は最低限の方法であり、可能であれば、同じ時間帯にどちらのサービスもわかっている職員が両方に関して指導に入るのが望ましい。

(10) 一般市 j

- 市内に住宅型有料老人ホーム 15 ヲ所、サ高住 9 ヲ所がある。サ高住が増加傾向。
- 国保連の適正化システムで疑義ありとリストに挙がってくるのは、併設事業所が多い。
- 県とともに実地指導に行くことは直近ではないが、過去に介護付き有料老人ホームに県と一緒にいった事例がある。
- 指導権限は、居宅介護支援事業所と地域密着型サービス事業所に対してある。
- 6年に1度のルーティンで指導を実施。併設事業所は、有料老人ホームを新設する際の協議で把握できている。
- 指導体制は、企画総務グループ（指導・監査担当）から2～3人と給付グループから2人で行う。
- ケアプランの事前提出は求めず、加算の確認は事前に行っている。国保連適正化システムのデータを確認し、給付状況を把握して当日見るプランを指定することもある。
- 指導では数名分のプランを確認。集合住宅入居者のプランも選んでいる。
- 課題のあるケアプランの場合、定期的にプランを提出していただき、改善支援を行う。課題があると思っていないケアマネジャーもいるが、直接話をするすることで気づきを促せるメリットがある。
- 介護給付費を限度額まで請求している訪問介護事業所がある。市としては、ケアプランしか指導できないが、熱量の高い熱心なケアマネジャー（主任ケアマネなど）には、そういった併設事業所に積極的に入ってもらい、改善につながった事例もある。

Ⅲ. 先進自治体担当者による意見交換会

1. 意見交換会の目的

高齢者向け集合住宅併設事業所（以下、「併設事業所」）に対する実地指導については、住宅サービスと介護保険サービスを一体的に提供する事業モデルのため、関係法令が、介護保険法、老人福祉法、高齢者住まい法にまたがり、また、都道府県と市町村で指導権限が分かれるなど、特有の難しさがある。

併設事業所に対する統一的な指導基準は存在しないなかで、問題意識をもつ自治体が、指導体制や指導方法等に独自の工夫をしている現状がある。

そこで、本調査研究事業において、下記のような、背景等の異なる 10 自治体に対し、ヒアリングを行った。

- ・平成 30 年度高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業：1 県、3 政令・中核市
- ・上記以外：2 県、3 政令・中核市、1 一般市

独自の工夫や多様な連携方法、共通の課題等が見いだされたことから、集合住宅併設事業所への実地指導について、各自治体担当者が集まり、それぞれの創意工夫、着眼点、ノウハウなどを共有するなどして、効率的・効果的な指導のあり方について検討するための意見交換会を行った。

2. 意見交換会の内容

（1）参加者

- ・ヒアリングにご協力いただいた自治体の実地指導ご担当者
10 自治体中、2 県 5 市の 8 名が出席。
- ・オブザーバー
厚生労働省老健局介護保険指導室
- ・事務局
（一財）高齢者住宅財団企画部

（2）日時等

令和 2 年 2 月 26 日（水）14：00～17：00（東京都港区新橋 航空会館）

（3）内容

- （1）各自治体の取組の紹介
- （2）意見交換

5 つの論点について、意見交換を行った。

論点ごとの主な議論の内容は、次の通りである。

論点 1：併設事業所の把握方法、指導対象の選定方法

- ・国保連適正化データの活用方法
- ・基礎自治体であれば、基幹システムの情報の突合

論点 2：指導の根拠をどこに求めるか～グレーゾーンへの対処方法

- ・画一的なケアプラン、サービス提供に対する指導
- ・対応できる職員の育成方法
- ・悪質性が疑われる事業所の処分について

論点 3：監査へ切り替える判断基準

- ・基準違反、不正請求があれば監査に切替
- ・苦情の場合は、最初から監査に入る
- ・継続的な指導で改善が見られなければ監査

論点 4：庁内他部署、及び自治体間の連携のあり方

- ・県は市町村と同行
- ・有料老人ホームやサ高住の部署との連携のみならず、生活保護の部署との連携も場合によっては必要

論点 5：「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」の活用方法について

- ・専門職を雇用することで、実地指導の実績を増やすのみならず、質の面からの指導効果があった
- ・実地指導やケアプラン点検等で適正化が進むことにより、結果として介護給付費が抑制される

(4) 結果の活用方法

第 3 章に、意見等を反映。



第 3 章 高齢者向け集合住宅併設事業所 に対する実地指導のポイントと事例

Ⅰ．本章のとりまとめの方針

本章では、高齢者向け集合住宅併設事業所（以下、「併設事業所」）に対する実地指導の手法やポイントについて、実地指導の流れに沿って、解説していきます。第2章のアンケート調査、及びヒアリング調査等で得られた情報を活用し、具体的な取組の例は、コラムとしても紹介しています。

なお、本稿で主に対象とする併設事業所とは、居宅サービス事業所（訪問介護事業所、通所介護事業所）、居宅介護支援事業所です。また、併設事業所に特有の実地指導に限らない留意点にも言及しています。

※本文中文末の（都道府県）（政令・中核市）等は、当該事例やコメントが、ヒアリングで都道府県担当者から提供されたもの、政令指定都市または中核市担当者から提供されたものであることを示しています。

II. 併設事業所に対する実地指導の手法・ポイント

1. 基本姿勢

単身高齢者等が増える一方、特別養護老人ホームの入所要件は要介護3以上になるなど、見守りの付いた高齢者向け住まいへのニーズは高まっています。

ただし、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、住宅サービスと介護保険サービスを一体的に提供する事業モデルが多いため、併設事業所には、不作為も含めて、介護保険制度側からみて、不適切な事案が多い傾向にあります。

指導権限や関連制度が複数に及ぶため、併設事業所への実地指導にあたっては、庁内関係課や自治体同士が連携をして、事業所に赴き、適正な事業運営が実施されているか確認し、指導等を実施します。

実地指導により、併設事業所のサービスの質の向上や保険給付の適正化を図って住民ニーズに応えるとともに、残念ながら処分相当と判断された事業所には指導を徹底し、地域包括ケアシステムの一翼を担う高齢者向け住まいが、各自治体に正しく根付いていくことが期待されます。

👤 事業者目線に立った指導

職員に、「上から目線の指導は絶対してはいけない。事業者は、行政職員、家族や地域住民にはできないケアをやってくれている。事業者の目線で指導を行いなさい」と、徹底しています。

事業所の職員が、元気で、やりがいを感じてケアをできるような状態であれば、おのずと事業所は良くなる、そういう指導をさせて頂いています。(政令・中核市)

👤 悪貨が良貨を駆逐することがないように

一部の悪質な事業者に照準を合わせて介護保険制度を見直されてしまうと、頑張ってきた法人が経営する集合住宅が割を食ってしまいます。悪貨が良貨を駆逐してしまうことが懸念されます。(政令・中核市)

2. 高齢者向け集合住宅併設事業所の把握の方法

高齢者向け集合住宅の併設事業所もしくは関連事業所を、まず特定する必要があります。

(1) 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の併設事業所

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった、自治体に対し届出や登録を行った高齢者向け集合住宅に併設している介護事業所については、以下の方法で把握ができます。

<新規>

➤ 住宅の届出・登録のタイミングで把握

- ・新設の場合、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の所管部署が、届出や登録、又は事前協議の段階で併設事業所に関する情報を把握し、実地指導担当部署に情報提供を行うことで把握できる。(都道府県)

※参考：資料1(P54)、資料2(P55)、事例1(P55)、資料3(P56)

<既存>

➤ 住宅と介護事業所の住所を突合

- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の住所と、介護事業所の住所を突合し、事業所の所在地が高齢者住宅と同じ所在地、または隣接地となっていないかを確認。(政令・中核市)

(2) (1) 以外の集合住宅

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅以外の、一般の集合住宅等も含めた併設事業所について、以下の方法で把握をしている自治体があります。

➤ 自己点検シート等に記入欄を設ける

- ・自己点検シートに「集合住宅減算適用利用者数等」の記入欄を設ける。(都道府県)
- ・運営状況点検書に、同一又は隣接敷地内に、利用者が居住する建物や高齢者施設名、室数、利用者数を記入する欄を設ける。(政令・中核市)

➤ 1つの住所に利用者が集中する事業所を抽出

- ・介護保険サービス利用者のデータベースから、1つの住所に10人以上の利者が集中する介護保険事業所を抽出。実地指導の際に、当該建物が未届の有料老人ホームである可能性があれば、有料老人ホームの担当に引き継ぐ。(政令・中核市)

資料1

事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし		
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし		
介護予防支援	あり	なし		
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		
介護医療院	あり	なし		

厚生労働省【有料老人ホーム重要事項説明書様式】より抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000083170.html>

資料 2

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
デイサービスセンター〇〇	通所介護事業 (入浴、機能訓練、食事、 健康チェック、レクリエーション等)	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地
		<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

一般社団法人 高齢者住宅協会【サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書 記載例】より抜粋
https://www.satsuki-jutaku.jp/doc/system_app_04.pdf

事例 1

通所介護事業所と同一建物又は同一敷地内、隣接する敷地内に高齢者入所施設がある場合に記入してください。

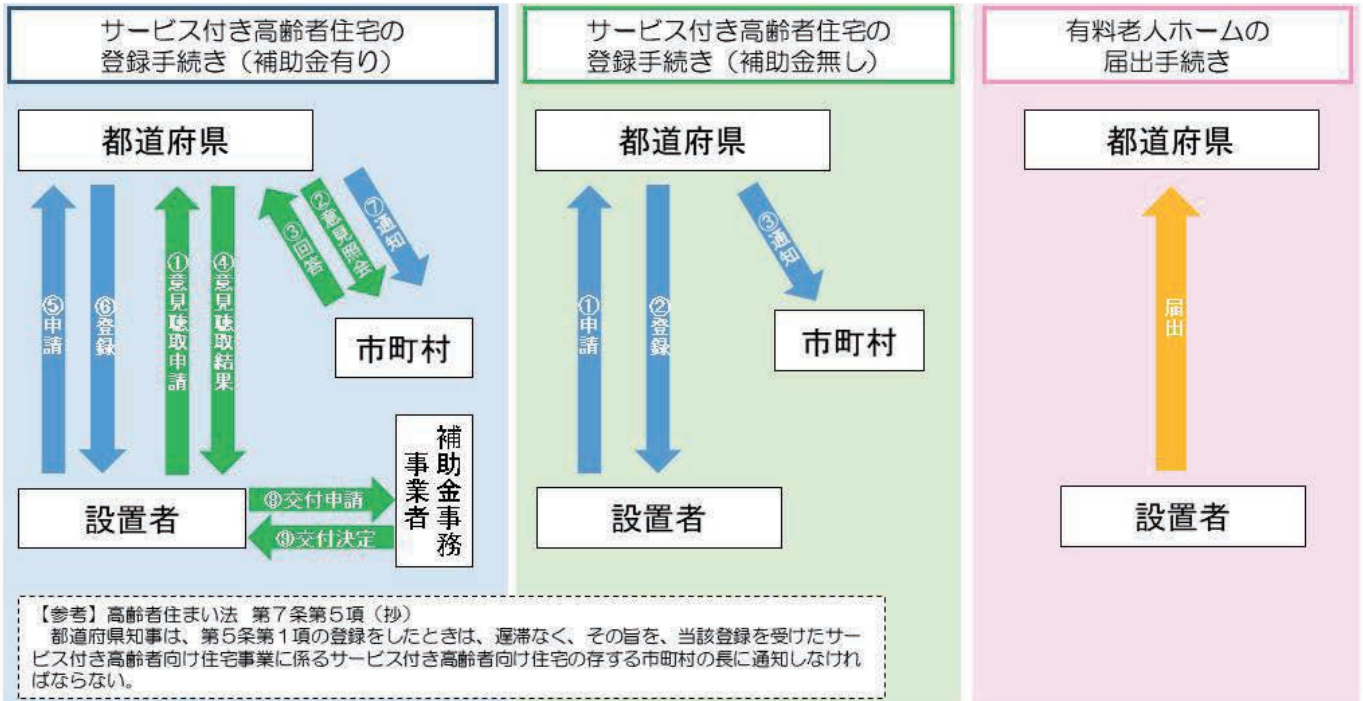
区分	<input type="checkbox"/> 同一建物	<input type="checkbox"/> 同一敷地内	<input type="checkbox"/> 隣接する敷地内
施設の名称			
施設の所在地			
室数	部屋	うち当該通所介護事業所の利用者数	人

横浜市【平成 30 年度運営状況点検書通所介護第 1 号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kvotaku/5tebiki/tenken.html>

サービス付き高齢者住宅と有料老人ホームの登録・届出手続き

- サービス付き高齢者住宅（サ高住）及び有料老人ホームの登録又は届出手続きは、いずれも都道府県（又は政令市・中核市）が行うこととなっている。
- サ高住については、都道府県が登録した場合には、そのサ高住が存する市町村に通知しなければならないこととなっており、これにより市町村もサ高住の登録について把握可能となっている。
- 一方、有料老人ホームにおいては上記のような規定は無く、市町村は届出のあった施設について把握が困難となっている。



厚生労働省資料

② 併設事業所の台帳を作成

集合住宅併設事業所の台帳を作成しました。居宅介護支援事業所、通所介護、通所リハビリ、訪問介護、訪問看護などすべてのサービス事業所を網羅することを目指し、有料老人ホームの担当部署から得た有料老人ホーム設立協議の情報をもとに、地図などで調べ、事業所をヒアリングして、可能な限りピックアップしています。（都道府県）

3. 重点的、または優先的に実地指導を行う併設事業所

実地指導を行う優先順位をつけるために、苦情・通報等が多い事業所を優先するほか、次のような併設事業所に対して、重点的に実地指導を行っている自治体もあります。

➤ 同一建物減算を適用していない併設事業所

- ・介護保険課の協力を得て同一建物減算を適用している事業所を確認したうえで、併設事業所のリストから、同一建物減算を適用していない事業所を抽出し、優先的に実地指導を行う。(政令・中核市)

➤ 国保連と連携して、支給限度額 100%等の割合が高い集合住宅関連事業所を抽出

- ・国保連適正化システムから、支給限度額 100%等の割合が高い集合住宅関連事業所を抽出。その事業所に対し、委託によるケアプラン縦覧点検を優先的に実施し、帯状に訪問介護サービスを入れたプランや、過剰サービスが疑われるプラン等、不適切事例が多い事業所について、事業者指導担当課・介護保険担当課で実地指導を行う。(政令・中核市)

*国保連と連携して、ケアプラン適正化リストに挙げられた利用者が、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者であることがわかるようにシステムを工夫。

➤ 重点的に実施指導を行うべき事業所を抽出し、頻度高く実地指導を行う

- ・「1つの住所に10人以上の利用者が集中する訪問介護事業所」を絞りこんだところ、市内に156か所あった。そこに対して重点的に指導を行うため、第7期介護保険事業計画中の3年で実地指導を行うことを、介護保険事業計画に明記。平成30年度は達成できた。(政令・中核市)

※参考：事例2 (P59)

📌 併設事業所を重点的に取り上げているわけではありませんが、併設事業所は、苦情や通報が多い傾向があるため、結果的に優先的に実地指導を行うケースが多いのが実状です。
(政令・中核市)

📌 実地指導は、併設事業所に限らず原則2年に1回の頻度で行っています。事業所との接触を密にすることで、指摘率や苦情も減少傾向にあります。(都道府県)

コラム 国民健康保険団体連合会（国保連）の介護給付適正化システムの活用

介護給付適正化システムは、介護サービス事業所等の不適正又は不正請求を発見し、是正するだけでなく、受給者へサービス給付実績を提供し、介護保険制度への理解の向上や、介護サービス事業所に対して、正しい請求を促すことを目的に構築されたシステムです。

＊併設事業所への実地指導では、どのようなことに活用できるの？

国保連と連携して、支給限度額 100%等の割合が高い集合住宅関連事業所を抽出している自治体があります。また、対象の事業所の囲い込み状況やサービス提供の傾向を、事前に確認する方法として介護給付適正化システムを活用している自治体もあります。

<適正化システムの活用自治体の例（アンケート調査より）>

- ・事前に事業所の所在地が高齢者住宅と同じ所在地、または隣接地となっていないかを確認し、国保連のデータなどでサービスの提供の傾向を調べ、実地指導では不要なサービスを提供していないかなどを確認している。（A市）
- ・同一法人内の居宅介護支援事業所や訪問介護事業所にて区分支給限度額いっぱいサービスを組みつつ訪問介護の提供にあたっている利用者の割合が高い事業所について、給付適正化データにて把握している。（B市）
- ・給付状況を確認することで、併設事業所の囲い込み状況を確認している。（C市）
- ・併設の介護事業所給付実績から集合住宅入居者を割り出し、その利用者の給付実績（他サービス含むすべて）を精査したところ、複数の居宅介護支援事業所（別法人も含む）が担当しているにもかかわらず、画一的な計画であることが判明した。（D市）

＊どうやったら活用できるの？

介護給付適正化システムに関する情報提供や研修は、主として介護保険課を対象に実施されているため、介護保険課と実地指導の担当課（者）との連携が必要です。

本システムによって提供される情報は、都道府県・保険者において加工が可能であるため、保険者が「知りたいこと」を明確にし、各都道府県の国保連に相談することをおすすめします。

東京都など、適正化システムの活用について介護保険事業支援計画に明記している自治体もあります。

適正化システムの活用に関心があれば、ぜひ、都道府県や国保連に相談してみてください。

事例 2

IV－第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

(2) 介護給付等に要する費用の適正化の推進

取組内容	第7期の目標
国民健康保険団体連合会のデータから、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に対してケアプランを作成する割合の高い事業所などへ直接訪問し、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを支援します。	ケアプランチェック（居宅サービス計画）訪問事業所数 2018(H30)年度 166 か所 2019(H31)年度 171 か所 2020(H32)年度 176 か所
国民健康保険団体連合会に業務を委託し、同連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。	介護給付と医療給付との支払実績突合点検(医療情報との突合) 2018(H30)年度 6,607 件 2019(H31)年度 6,805 件 2020(H32)年度 7,009 件
高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住ませ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民健康保険団体連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行います。	一つの住所で 10 人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導数 2018(H30)年度 52 か所 2019(H31)年度 54 か所 2020(H32)年度 55 か所
公平・公正な要介護(要支援)認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。	認定調査員への研修等を行うことで、よりの確な審査判定資料の作成に努めるとともに、審査会運営のあり方等に課題がないか検討・検証するなど、要介護認定の平準化に向けた取組みの強化を行う。

大阪市【大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(2018(平成30)年度～2020(平成32)年度)】

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000430759.html>

4. 実地指導体制

住宅サービスと複数の介護保険サービスを一体的に提供している事業形態が多くみられるため、関係するサービス種別ごとに実地指導や立入調査の権限が都道府県と市町村で分かれ、また、指導の根拠となる法律も異なります。

職員の兼務の状況や、費用が二重徴収されていないか、適切にサービス提供されているか等を限られた時間で効率的・効果的に確認を行うため、様々なレベルでの連携が重要です。

●介護サービス別の指導権限（併設事業所関連）※再掲

	都道府県・政令指定都市・中核市が 指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	居宅介護サービス <訪問サービス> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与 <通所サービス> ・通所介護 ・通所リハビリテーション <短期入所サービス> ・ショートステイ ・短期入所療養介護	地域密着型介護サービス ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援
予防給付を行うサービス	介護予防サービス <訪問サービス> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防福祉用具貸与	地域密着型介護予防サービス ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防支援

●サービス付き高齢者向け住宅：高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）

●有料老人ホーム：老人福祉法

（１）有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の所管部署との連携

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の所管課との合同での実地指導が有効です。

➤ 連携のメリット

- ・ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の基準を確認できる
- ・ 集合住宅側の書類（勤務表、サービス提供記録等）を確認できる
- ・ 集合住宅内を、住宅の所管課とともに巡回できる
- ・ 同日に行うことで事業者がつじつま合わせを行えなくなる
- ・ 事業所にとっても、同日中に対応ができるため負担減になる

（２）都道府県と市町村の連携

都道府県については、居宅介護支援事業所の指導権限が市町村に委譲されたこともあり、実地指導における市町村との連携は重要です。

➤ 都道府県の実地指導に市町村が同行

- ・ 実地指導に関するノウハウの獲得や、保険者としての指導監督権限行使の機会確保のため、市町村の介護保険担当者も、基本的に同行。
- ・ 居宅介護支援事業所も併設されている場合は、都道府県の実地指導と同時に、市町村が居宅介護支援事業所の実地指導を行った。

➤ 政令指定都市・中核市と定例会議

- ・ 都道府県と政令指定都市・中核市が年に３回程度の連絡会を開催し、指導方針等について統一的に指導できるよう情報共有と意見交換の場を設けている。

（３）近隣市町村との連携

集合住宅の所在地は A 市、訪問介護事業所の所在地は隣接する B 市というように自治体をまたがって事業を展開する法人もあります。この場合、A 市には訪問介護事業所に対する指定権限と監督権限がなく、B 市は集合住宅に立ち入る権限がないため、市町村連携が必要になります。

（４）日常的な情報共有

➤ 庁内関係課で、苦情や通報等の情報共有

- ・ 関係する部署、及び福祉相談センターに入ってくる苦情・相談について、報告書を作成し、関係部署で供覧。（都道府県）
- ・ 苦情等をデータベース化して管理。事業所名で検索できるようにしており、実地指導の前に確認をする。（都道府県）

➤ 生活保護所管部署との連携

- ・ 生活保護受給者を多く入居させている高齢者向け集合住宅の併設事業所で、不適切事例が見られることがある。入居費用を安くする一方で、軽度者に対し、支給限度額いっぱいまで介護サービスを提供するなど。（政令・中核市）
- ・ 生活保護受給者を困り込んだ事案に対して、生活保護担当職員が監査に同行した。（政令・中核市）

(5) 専門職

実地指導の担当者として保健師やケアマネジャーなどの専門職が従事することで、ケアプランなど利用者の処遇にまで踏み込んだ指導ができます。

- ・原則、居宅介護支援事業所には、ケアプラン適正化事業を実地指導と同時に実施するため、4人の介護支援専門員を非常勤嘱託職員で雇用。(政令・中核市)
- ・保健師は、褥瘡や誤薬の有無等、医療的視点から現場やケアプランを見ることができ、施設見学の際も、利用者との接し方が上手く慣れている。(都道府県)

コラム 連携先との日程調整について、以下のような取組が行われています

施設・住宅の所管課との連携

- ・立入検査のサイクルに合わせて、介護保険の実地指導に行く。(政令・中核市)

県と市町村の連携

- ・年度の最初に、県に指導して欲しい事業所について市町村の希望を聞き、年度計画に組み込む。(都道府県)

ケアプラン点検と実地指導が同じ年度に行われないように調整

- ・介護保険課がケアプラン点検を行った事業所に、指導監査課が、同じ年度に実地指導を行わないよう、両課で、年度単位で事前にスケジュール調整をし、重複しないようにしている。(政令・中核市)

5. 実地指導の事前準備

(1) 重点的に指導を行う根拠を明確にする

実施要項や要領、方針の中に集合住宅併設事業所に対する指導の基本的事項を定め、また、これらの指針をホームページや集団指導などを通して事業所に周知することにより、重点的に指導を行う根拠を明確にします。明文化することにより、指針に沿って適切かどうかを事業所に説明を求め、説明ができない場合は改善を指導しやすくなります。

- ・年度初めに実施方針をホームページで公表。併設事業所について、指導の重点事項として明記。(静岡県)

【平成31年度（令和元年度）静岡県介護保険施設等指導方針】抜粋

II 指導の重点事項

1 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

- ・ 従業者の勤務状況を示す書類が整備されていない、兼務している場合にそれぞれの業務に従事した時間が明確になっていないなど、人員基準を満たしていることが確認できない事業所が見受けられるため、従業者の勤務実績を確認できる書類を適切に整備するよう指導します。

特に、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設されている事業所の従業者について、これら住宅における業務との兼務状況を明確に区分していない事業所が見受けられるため、勤務実績を明確にするよう徹底を図ります。

- ・ 形式的には人員基準を満たしている場合でも、兼務が過剰であることなどにより本来求められる職務上の役割が果たされていない状況が見受けられるため、利用者に対し適切なサービスを提供するために必要な体制を整えるよう指導します。

2 利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

(7) 有料老人ホーム等に併設する事業所の適正な運営

住宅型有料老人ホーム等に併設し、当該有料老人ホーム等の入居者を主な利用者とする訪問介護事業所や通所介護事業所等について、個別サービス計画に沿って適切にサービス提供を行っておらず、施設サービスのサービス提供をしている事業所が見受けられることから、これらの事業所に対して適正な運営を強く指導します。

- ・平成27年度に併設事業所に対する指導指針を定め、それに基づいて訪問介護事業所や通所介護事業所に対して指導を実施。ホームページや毎年の集団指導で周知し、これを前提として指導できる。また、事業所に事前に周知を行うことにより、自発的な、適切な運営の促しを各事業者にできるのではないかと。

※参考：事例3（P64～P67）

平成28年3月29日

居宅サービス事業所管理者

様

居宅介護支援事業所管理者

愛知県健康福祉部高齢福祉課長

愛知県健康福祉部健康福祉総務課監査指導室長

サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム等の
関連居宅サービス事業所等における指導指針について(通知)

サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム等(以下「高齢者住宅等」という。)と併設又は隣接し、若しくは同一又は関連の法人が運営する居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所(以下「関連居宅サービス事業所等」という。)において、高齢者住宅等と一体的な運営を行うことによって、介護保険事業所の指導上、不適切な事例が実地指導、監査で確認されております。

つきましては、別添のとおり「サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム等の関連居宅サービス事業所等における指導指針」を定めましたので、同指針に留意するとともに、本県条例、厚生労働省令等の関係法令に従い、適切に事業を運営してください。

なお、今後の実地指導、監査等において、同様の事例を確認し、著しく不適切と認められた場合は、行政上の措置の対象となることがあります。

担当 介護保険指定・指導グループ

電話 052-954-6289(ダイヤルイン)

担当 介護保険事業者指導監査グループ

電話 052-954-6318(ダイヤルイン)

サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム等の
関連居宅サービス事業所等における指導指針

1 居宅サービス事業所等運営体制

(1) 人員配置、兼務、勤務体制の確保等

- ① 高齢者住宅等と居宅サービス事業所等は別事業であるため、職員が兼務する場合には、それぞれの勤務時間について、雇用契約書、辞令、タイムスケジュール表(勤務割シフト表)上等で明確に区分し、事業所ごとの勤務時間がわかるようにすること。
- ② 居宅サービス事業所においては、毎月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、訪問介護事業所のサービス提供責任者の配置、通所介護事業所の生活相談員、看護職員及び機能訓練指導員の配置等を明確にしておくこと。
- ③ 常勤専従であるべき訪問介護事業所のサービス提供責任者については、当該訪問介護事業所に従事する時間に、有料老人ホームに兼務しての夜勤勤務等、他の事業に従事することは認められないこと。
- ④ 高齢者住宅等と別の所在地で形式のみの事業所指定を受け、訪問介護員等がその事業所に出勤しておらず、訪問介護記録が高齢者住宅等に置かれている等、指定された事業所での運営実態がないことは認められないこと。

(2) 適切な訪問介護計画、通所介護計画等の作成

居宅サービスの提供に当たっては、居宅サービス計画を基に各事業所が作成する訪問介護計画や通所介護計画に基づくことが必要であることから、サービスの提供開始までに、訪問介護事業所ではサービス提供責任者が、通所介護事業所では管理者が当該計画を作成する等、一連の手続きを合理的に行うこと。また、サービス内容等を変更する必要がある場合には、その都度、適正な手続きを経て当該計画を変更すること。

(3) 利用契約、会計、サービスの提供及び記録

- ① 高齢者住宅等と居宅サービス事業の内容を契約書、重要事項説明書等で明確に区分し、従業員の業務分担等を明確に定めて従業員にそれぞれのサービス内容を認識させるなど、運営等に関する基準を遵守させる体制を整えること。
- ② 居宅サービス事業の利用契約は高齢者住宅等の入居契約とセットになるものではなく、入居契約の中で特定の居宅サービス事業者を使うことを条件にすることは不適當であること。またパンフレットや広告等においても同様であること。
- ③ 高齢者住宅等と居宅サービス事業は別事業であるため、それぞれの事業の会計を区分しなければならないこと。また、高齢者住宅等の利用料等は別に定められていること。
- ④ 特に訪問介護事業の提供にあたっては、訪問介護計画に基づく具体的な援助目標及び援助内容に基づき、業務の実施状況を把握して、高齢者住宅等職員でなく訪問介護員が利用者に対して適

切なサービスを提供すること。

- ⑤ 居宅サービス事業を提供した際には、実際のサービスの提供の日時、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他の必要な事項を記録すること。

2 適切な居宅介護支援

(1) 公正中立なサービスの提供

介護支援専門員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類や、特定の事業者又は施設に不当に偏ることのないよう、公正中立かつ誠実に業務を行うことが義務づけられている(介護保険法第69条の34)(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第1条の2第3項)。

介護支援専門員等が居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるに当たっては、利用者及び家族の希望、当該地域における類似の介護保険サービスの提供される体制を勘案した上で、利用者にとって最も適切なサービスを選定しなければならないこと。

(2) 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

介護保険サービスは、利用者本人の選択に基づき、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるしくみであることが、介護保険法第2条第3項に規定されている。

高齢者住宅等の入居契約時に、併設等された事業所、関連居宅サービス事業所等の特定の事業所を使うことを入居の条件にした利用者の「抱え込み」や、介護の必要性のない「過剰な介護サービス」を行うことなく、利用者に対し近隣の介護サービス事業所に関する情報提供を行うとともに、利用者による合理的なサービスの選択と自己決定を阻害してはならないこと。

(3) 適切な居宅サービス計画の作成

- ① 高齢者住宅等入居者に対しても、利用者によるサービスの選択に資するよう、特定の種類又は特定の事業所に偏ることなく、地域の居宅サービスやインフォーマルサービスなどの情報を利用者に公正中立に提供したうえで、利用者の日常生活全般を支援する観点から、これらのサービスを適切に位置付けること。
- ② 高齢者住宅等入居者について、関連居宅サービス事業所等の介護サービスを過剰に位置付ける等、不適当な居宅サービス計画の作成をすることがないよう、適切なアセスメントにより、利用者にとって真に必要なサービスを位置づけた居宅サービス計画を作成すること。
- ③ 訪問介護、通所介護の他、福祉用具貸与等の居宅サービス事業についても、特定の法人に集中して位置付けるのではなく、利用者に対する適切な情報提供を行い、利用者の希望を踏まえたうえで、事業所を選定すること。
- ④ 医療系サービスについては、そのサービスの必要性について主治医の意見を求めた上で、適切に居宅サービス計画に位置付けること。

【参考】 実地指導等で確認した適切と思慮される事例

(人員)

- 従業者はサービス提供責任者を除き有料老人ホームと訪問介護を兼務している。兼務時間も、訪問介護で入る利用者の曜日別時間帯別シフト表がきちんとできており、事業所ごとの時間区分が明確に管理されていた。
- サービス提供責任者は訪問介護常勤専従で、訪問介護員は住宅型有料老人ホームとの兼務。無資格者は住宅型有料老人ホーム専従と整理されており、勤務表も訪問介護と住宅型有料老人ホームのサービスがシフトで分けられており、勤務表も明確に区別されていた。

(運営)

- 有料老人ホームの基本サービスとして、居室の掃除、洗濯の週所定回数を設定し、当該回数を超過する場合は、保険外実費か介護保険の生活援助とするか、利用者・家族、介護支援専門員と協議し、決めている。
- 高齢者向け住宅の入居者の介護支援専門員が特定の居宅介護支援事業所に集中しておらず、同法人が運営する訪問介護も入っているが、抱え込みの構図にはなっていない。

愛知県【サービス付き高齢者向け住宅及び住宅型有料老人ホーム等の関連居宅サービス事業所等における指導指針】

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000084815.pdf>

②運営基準に関する書類

・神戸市の例

20	勤務体制の確保等	指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等、サービス提供責任者である旨等を明確にした月ごとの勤務表を作成していますか。	基準第30条第1項 要綱第36条第1項	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供していますか。また、適正な雇用契約を締結していますか。	基準第30条第2項 要綱第36条第2項	・勤務表 ・雇用契約書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		出勤簿又はタイムカード等により出勤管理を行っているか。 <input type="checkbox"/> タイムカード <input type="checkbox"/> 出勤簿 <input type="checkbox"/> ()			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		訪問介護員等の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。	基準第30条第3項 要綱第36条第3項	・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
20	勤務体制の確保等	【サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム（以下「サ高住等」という。）に併設する事業所のみ回答してください。】			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		訪問介護事業所の従業者としての勤務時間数に、サ高住等の従業者としての勤務時間数を含めるなど、訪問介護事業所における勤務体制とそれに併設しているサ高住等における勤務体制を一体的に管理していませんか。			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

【訪問介護自己点検シート＜人員・設備・運営基準＞】より抜粋

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shidoukansan/index.html>

③加算条件に関する書類

・愛知県の例

事業区分	通所介護	自己点検シート記入者	
------	------	------------	--

確認事項 (月日現在の状況)	該当の空白を埋めてください					
1 利用定員・サービス提供時間 (単位別に記載)	①	利用定員	人	サービス提供時間	時 分	～ 時 分
	②	利用定員	人	サービス提供時間	時 分	～ 時 分
	③	利用定員	人	サービス提供時間	時 分	～ 時 分
2 利用者数(契約者数)	要介護	人	総合事業	人		
内 同一建物減算 該当利用者数		人				
内 宿泊サービス 利用者数		人				

【通所介護事業所事前提出資料】より抜粋

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansa-shidou/0000061081.html>

5 必要なサービス提供責任者の数	人		
6 1、2のうち、集合住宅に居住する利用者数	人（うち集合住宅減算適用 人）		
	内訳	集合住宅の名称	利用者数
	()	()	減算適用 あり・なし)

【訪問介護事業所事前提出資料】より抜粋

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansa-shidou/0000061081.html>

（３）事業所に関する情報の確認

事前準備の段階で、実地指導に入ったときの確認・指導項目を明確にしておくことが大事です。事前提出資料や介護給付実績情報、また届出情報を参照し、当該事業所の加算状況や給付請求の傾向を把握します。実地指導が２回目の場合は過去の指導歴も確認しておきます。

➤ 苦情・内部通報

集合住宅併設事業所は、苦情や内部通報が多く寄せられる傾向があります。自治体によっては苦情をデータベース化し、事業所名で検索できるようにしています。情報が寄せられた際には、内部通報者との事前の打ち合わせや、ベテラン職員を派遣するなど当日に向けた体制づくりを行います。

➤ 有料老人ホームの届出情報、サービス付き高齢者向け住宅の登録情報

都道府県・政令指定都市・中核市の場合は、施設・住宅の所管部署と情報共有して、集合住宅の管理規定から、どのサービスを住宅サービスとして費用徴収しているのかの確認ができます。これらを事前提出資料と突合することで、二重徴収が発生していないかを把握することができます。当日の時間削減のため、これらの事前準備が重要とされています。

※参考：事例４（P71）

（４）訪問時に確認する個別ケースのリストアップ

当日確認する個別ケースを、加算状況や給付実績情報を参考に抽出しておきます。事前に提出されるケアプランは、事業所の中でも出来の良いプランを提出されるので、給付管理を確認して利用回数が多い利用者や、併設の事業所ばかり選んでいる利用者のプランを、当日に指定して確認することがポイントです。

🍷 事業所職員から内部通報し易い仕組みを用意しているつもりはないですが、些細な事でも相談し易い環境を整えるようにしています。行政に対する相談は敷居が高いというイメージを持たれているので、集団指導や実地指導の場で、「些細なことでも何かあれば必ず担当に相談を」と伝えています。（政令・中核市）

🍷 事前提出書類はありませんが、指導当日、効率的に人員基準等を確認できるよう、所定の書式（勤務予定表）への事前記入をお願いしています。訪問介護では氏名、職種、常勤・非常勤の別等も含めて記入してもらいます。また、従業者の資格一覧も事前記入を依頼し、当日、人員配置要件に資格が正しくマッチしているかを、現地でシステムティックにチェックできるようにしています。（政令・中核市）

事例 4

有料老人ホーム・サ－ビス付き高齢者向け住宅が提供するサ－ビスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無	個別の利用料で、実施するサ－ビス			備考
	包含※2	都度※2	料金※3	
介護サ－ビス				なし
食事介助	なし	あり	あり	あり
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	あり	あり
おむつ代	なし	あり	あり	あり
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	あり	あり
特浴介助	なし	あり	あり	あり
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	あり	あり
機能訓練	なし	あり	あり	あり
通院介助	なし	あり	あり	あり
生活サ－ビス				※付添いのできる範囲を明確化すること
居室清掃	なし	あり	あり	あり
リネン交換	なし	あり	あり	あり
日常の洗濯	なし	あり	あり	あり
居室配膳・下膳	なし	あり	あり	あり
入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	あり	あり	あり
おやつ	なし	あり	あり	あり
理美容師による理美容サ－ビス	なし	あり	あり	あり
買い物代行	なし	あり	あり	あり
役所手続き代行	なし	あり	あり	あり
金銭・貯金管理	なし	あり	あり	あり
健康管理サ－ビス				※利用のできる範囲を明確化すること
定期健康診断	なし	あり	あり	あり
健康相談	なし	あり	あり	あり
生活指導・栄養指導	なし	あり	あり	あり
服薬支援	なし	あり	あり	あり
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	あり	あり
入退院時・入院中のサ－ビス				※回数（年〇回など）を明記すること
移送サ－ビス	なし	あり	あり	あり
入退院時の同行	なし	あり	あり	あり
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	あり	あり
入院中の見舞い訪問	なし	あり	あり	あり
				※付添いのできる範囲を明確化すること

※1：利用者の所得等に依りて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サ－ビスの費用が、月額の利用料に包含される場合と、サ－ビス利用の都度払いによる場合に依りて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

厚生労働省【有料老人ホーム重要事項説明書様式】より抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000083170.html>

6. 実地指導当日の流れ

(1) 事業所の対応者

事業所の実地指導の対応者について、事前通知にて指定します。多くの自治体では、管理者及びサービス提供責任者や、介護給付について把握している担当者などサービス内容について説明できる職員に対応を求めています。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅への立入検査を同時に実施する場合には、施設・住宅の管理者が同席することもあります。

👤 実地指導の場に法人本社の職員が参加し、管理者に代わって発言しようとする場合、「あなたはオブザーバーだから発言を控えてください」と伝え、牽制しています。(政令・中核市)

(2) スケジュール

併設事業所に対する実地指導の流れは、通常の実地指導の流れと同様に①挨拶、②事業所の巡回、③運営基準、報酬関係の確認、④個別ケースの確認、⑤講評の流れを、半日で行うスケジュールを基本としている自治体が多いようです。複数の事業所が併設されている場合には、一日かけて行います。

住宅の所管課の立入検査と同日に実施する場合は、以下のような方法があります。

- ・住宅の所管課と、住宅内を一緒に確認する。(政令・中核市)
- ・有料老人ホームの所管も同じ課なので、訪問介護と通所介護が併設している有料老人ホームには通常2人体制で、例えば午前中に訪問とデイをそれぞれが指導し、午後は2人で有料老人ホームの指導を実施。(都道府県)
- ・ハード面は住宅部局が確認し、ソフト面は住宅課と一緒に確認。(政令・中核市)

(3) 指導のポイント

①ヒアリングのポイント

利用者の状態像に合わせたサービス提供ではなく、事業所の都合を優先してサービス提供を行っている場合は、管理者が利用者について把握していない傾向があるため、ヒアリングを行う際には、管理者のマネジメント能力に注意します。利用者についての質問にすぐ答えが返ってくるような管理者であれば、きちんと把握していますが、画一的なサービス提供をしている併設事業所の管理者は答えることができません。

- ✓管理者が、資料がなくても、利用者について話すことができるか

②加算状況の確認

併設事業所で指摘事項の多い項目と、指導のポイントです。

<訪問介護事業所>

◆ 初回加算

併設の訪問介護事業所では、初回加算の過誤調整が多い傾向があります。また、支給限度額いっぱいまでサービスを入れるためか、初回加算の算定誤りがあり、初回加算を適用しないケースもあります。

- ✓初回の訪問にサービス提供責任者が同行した記録があるか

◆ 同一建物減算

同一建物減算が適用となる事業所の把握

訪問介護事業所では、事業所と同一建物に居住する利用者の他に、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者や、敷地外に所在する同一建物に居住する利用者が一定数を超えると減算となります。そのため、事前に対象の事業所に同一建物減算の適用になるかどうかを把握しておく必要があります。把握の手法については「2. 高齢者向け集合住宅併設事業所の把握の方法」(p53)を参照してください。

- ✓利用者一覧から併設の集合住宅の入居者を確認
- ✓ヒアリングにて確認

実態上のサテライト事業所

訪問介護事業所のサテライト事業所の設置条件は各都道府県・市町村によって決まっていますが、過疎地域のない都市部などサテライト事業所を認めない自治体もあります。しかし、高齢者向け集合住宅の一部では、住宅の一室にパソコンを置くなど事務所機能が備わっており、記録も保管されているなど、実態上のサテライト事業所が多く見られる傾向があります。これは、訪問介護事業所の指定を建物とは別の場所で受けて、同一建物減算を逃れているケースと想定されます。

このようなケースでは、サテライト場所で訪問介護事業所の指定を受けるか、もしくは、指定事業所での事務所機能を復活するかの改善が必要です。

実態上のサテライト事業所を把握するポイントは以下の通りです。

- ✓ 集合住宅内に事務所機能がないかを集合住宅への立入検査にて確認
- ✓ 事務所機能を事前に移動されることを防ぐため、抜き打ちで実地指導を行う
- ✓ 職員がどういう動きをするか

<通所介護事業所>

◆ 定員超過

- ✓ 利用者数一覧表の確認
- ✓ 巡回時に定員を超えてないか確認

<居宅介護支援事業所>

◆ 運営基準減算

- ✓ 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、署名を得ているか

※参考：事例5（P75）

◆ 特定事業所集中減算

- ✓ 減算が適用されない場合でも、当該書類を保管してあるか

事例 5

訪問介護サービス等のサービス事業所選択に関する説明についての確認書（記載例）

（1～4までは居宅介護支援事業所が記載）

1. 説明を受けた訪問介護サービス等のサービス事業所名及び法人名

サービス名 通所介護

	事業所番号	事業所名	法人名
1	1470401111	関内港町デイサービスセンター	株式会社A
2	1470402222	デイサービス伊勢佐木	株式会社B
3	1470403333	デイサービス尾上町	株式会社C
4	1470404444	関内デイサービス	株式会社D
5	1470405555	デイセンター相生	株式会社E
6			
7			
8			
9			
10			
	計		5法人

※ 欄が足りない場合は、別紙としても可

2. 説明に使用した文書（以下に○を付けてください。）

- () ①居宅介護支援事業所が作成した説明資料
- () ②各サービス事業所のパンフレット
- () ③「介護情報サービスかながわ」のホームページの画面印刷資料
- () ④神奈川県介護サービス情報公表センターのホームページの画面印刷資料
- () ⑤その他

3. 説明日 平成31年3月1日（金）

4. 説明者 職名 管理者 氏名 港 太郎

私は、上記の訪問介護サービス等のサービス提供を受けるに当たり、当該サービスの事業者情報に関して、1に記載の事業所について2の資料により説明を受け、比較検討した結果、下記理由から下記事業所によるサービス提供を受けることを希望します。

記

（事業所番号）1470401111

（事業所名）関内港町デイサービスセンター

（選 択 理 由）サービス提供体制強化加算（I）イ及び中重度者ケア加算を算定している。介護職員の質も高く、人員基準以上に人を配置していることにより、質の高い職員から手厚いサービスを受けることが期待できるため。

平成31年3月1日

利用者氏名

横浜 一郎



印又は署名

横浜市【訪問介護サービス等のサービス事業所選択に関する説明についての確認書】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kas>

③人員配置基準

高齢者向け集合住宅では、集合住宅と介護事業所の職員を兼務させ、人件費を削減するビジネスモデルが一般的になっています。このように兼務で、勤務表も明確に分かれていない場合は、人員基準が満たされているかの確認ができず、住宅サービスと介護保険サービスの区分けも不明瞭になります。人員配置基準の確認には時間がかかり、表面上は体裁が整えられることが多いため、あらかじめ事前に勤務表の提出を求める自治体が多いようです。

また、兼務している従業員自身は、住宅か介護保険事業所か、どちらの職員として勤務しているかについて認識していないことも多い現状があります。実地指導や集団指導を通して、認識を深める必要があります。

◆ 雇用契約書の確認

- ✓雇用契約書や辞令で、施設職員兼訪問介護員であると明確になっているか
- ✓介護保険事業所との契約になっているか。(勤務地しか書いていない場合は指導)

◆ 勤務表が区別されているか

- ✓従業者の勤務状況を示す書類が整備されているか
- ✓兼務している場合にそれぞれの業務に従事した時間が明確になっているか

◆ 集合住宅の勤務表と突合

勤務表の突合により、同じ職員が、有料老人ホームの勤務表においても介護保険事業所の勤務においても8時間勤務していることになっているなど、双方が矛盾していることがわかります。実効性のある指導を行うためには、住宅の立入検査と同日に行うことが重要で、先に有料老人ホームに入り、後日訪問介護事業所に入るという場合には、書類を書き換えて体裁を整えてしまうケースもあります。住宅側の勤務表は、実地指導単独で行っている場合は基本的に提出を求めませんが、ヒアリングを行う流れの中で、確認することがあります。

- ✓住宅サービスの勤務表と突合して、矛盾はないか

◆ 管理者の兼務が過剰になっていないか

兼務は業務に支障がなければ認められることになっていますが、支障があるかどうかの判断が困難です。よって、運営面での指摘事項が多く、一元的な管理ができていないなど、本来求められる職務上の役割が果たされていない状況が見受けられれば、過剰な兼務が原因ではないかと指摘します。

- ✓更新時の申請書や変更届、組織体系図により、管理者が誰であるか、兼務が多くかかっていないか等を確認

◆ 資格要件を満たしているか

- ✓従業者の資格一覧表を確認し、人員配置要件に資格が正しくマッチしているのか

◆ **抜き打ち、無作為抽出で勤務表を確認**

- ✓ 「この月の勤務表を見せてください」など、抜き打ちで勤務表を指定し確認

人員配置基準について主な指摘事項

＜訪問介護事業所＞

- ・常勤換算で2.5人以上の人員配置基準を満たさない。
- ・管理者・サービス提供責任者が、集合住宅の業務に従事することにより、常勤専従要件を満たさない。
- ・同一時間帯に1人の介護職員が複数の利用者にサービスを提供している。
- ・サービス提供責任者が直行直帰をしている。

＜通所介護事業所＞

- ・資格要件を満たしていない。
- ・通所介護事業所の勤務時間内であるのにも関わらず、老人ホームの職務を行っている。

④個別ケースの確認

居宅サービス計画及び個別サービス計画を確認する際は、次のような視点で確認します。

◆ **ケアプラン策定のプロセスをきちんと踏んでいるか**

本来は、先に利用者の状態像に沿った課題と目標があり、ケアプランや個別サービス計画が作られますが、併設事業所ではサービスを入れるために目標や課題を作る傾向があります。

ケアプランを作成する前に有料老人ホームの方で先に書類を作成し、後から介護保険適用のものを請求する悪質な事業所もあるため、プロセスに沿った計画づくりができているかが重要です。

- ✓ アセスメント、モニタリングなど、一連の手順で抜けがないか
- ✓ 同意書の日付などに矛盾はないか

◆ **過剰なサービス提供・区分支給限度額上限にまでサービス利用を位置づけていないか**

併設事業所では、利用限度額上限にまで介護保険サービスを入れ、月末に限度額を超えてくれば、住宅サービスとするケースも見られます。有料老人ホームの管理規定に、「介護保険で補えない場合は、施設サービスで提供」と書かれていることもあります。必ずしも利用限度額上限までのサービス利用自体が問題ではなく、利用者の状態によっては限度額を超えての利用も必要となりますので、プランの中で、自立に向けての取組をしていることが読み取れるかどうかという視点が重要です。

- ✓ アセスメントが適切か
- ✓ 利用者本人の様子を確認し、記録と突合する

指導例

有料老人ホームの施設見学の際に、利用者が歩いてトイレに行くところを見かけたが、その後、ケアプランを確認すると、全員に排泄介助がついていたケースがあったため指摘した。(政令・中核市)

◆ 利用者の状態像に合わない画一的なケアプランになっていないか

1日3回同じパターンで訪問介護に入り、ケアプランの目標も全員同じであるというように、利用者全員が画一的なケアプランになっている併設事業所も多くあります。

課題分析が具体的であるかどうかを確認し、個別性のあるプランづくりを指導します。

✓ ケアプランの2表に、具体的に表記されているか

例) 「転倒せず、安心して生活したい」

→ 同じ転倒しやすい人でも、いろいろな理由があり、そこをきちんとケアプランで表現されているか

金太郎飴のような画一的なケアプランについては、普段からケアマネ研修でも指導しているため、基本的に認めないと言い切り、必ず指摘します。指導担当者もアセスメントシートの特徴を把握し、シートの使い方や評価の仕方まで明確に指導しています。(政令・中核市)

◆ 事業所の都合が優先されていないか

事業所の都合が優先されている例として、以下のようなケースがあります。

- ・ 「週3回デイサービスを利用する」など、法人がプランを決めつけている。
- ・ 早朝4時から起床介助を始めているなど、ヘルパーのシフトの都合で時間が決まっている。
- ・ 深夜の加算が付く時間帯に、毎日、排泄介助を巡回して行っており、寝ている人を起こして排泄介助をしている。

法人本社からの社員教育などにより、これら事業所主体のプランの作り方が常態化し、問題があると自覚していないケアマネジャーもいるようです。実地指導を通し、ケアマネジャーに気づきを促すことでプランの改善につながります。ケアプランの適正化は、本来はケアマネジャーの役割です。

指導例

併設事業所の職員手配の都合で早朝 4 時からの起床介助が行われていたケース。ヘルパーの増員、もしくは近隣の訪問介護事業所の活用も含めて早急に対応するという事になった。(政令・中核市)

🐟 ケアマネジャーに、独立性がないことが課題であることを伝え、自立支援の理念等、ケアマネジャーの倫理観に訴え、なんらかの形で動いてもらうことは、一つの方法です。(政令・中核市)

◆ 同一法人のサービスで囲い込んでないか

以下のような事業所は、囲い込みの疑いがもたれます。

- ・ 利用者全員が併設有料老人ホームの住民というデイサービス。
- ・ 併設事業所の利用者全員のケアマネジャーが、同じケアマネジャーである。
- ・ 併設事業所のサービスばかり利用している利用者。
- ・ 地域の生活者の視点がなく、住宅内で安全に快適に過ごすことを優先している。

利用者にとっては、入れ代わり立ち代わり違う職員が来るよりは、同じ職員が来てくれることがメリットになる場合もあり、囲い込みが一概に問題とはいいがたいこともありますが、利用者目線に立って判断することが必要です。

- ✓ 併設事業所を選んだ理由や根拠の聞き取り
- ✓ 外部の利用者を拒んでいないか確認
- ✓ 外部の事業所の利用を望む利用者の要望を拒否・誘導していないか

🐟 入居時に、「併設介護事業所を使えば家賃を値引きする。介護保険は満額使うが、自己負担は1割なので、トータルで考えると安くなる」と誘導する事業者がいます。住宅への入居とそこに付随している事業所の利用を義務化するのは禁止されていますが、実際は併設事業所を使わないと、嫌がらせをする場合もあるそうです。利用者や家族は弱い立場なので少々の条件を付けられても、飲んでしまわざるを得ません。そのような情報があれば、問題がないか確認して指導しています。(政令・中核市)

◆ ケアプランと個別サービス計画に整合性があるか

個別サービス計画に沿ってサービス提供がされておらず、事業所の都合で、ケアプランの7表、8表（提供利用票）を頻繁に変えるなど、ケアマネジャーの役割が有名無実化している場合も少なくありません。

<居宅サービス事業所>

- ✓ケアプランと個別サービス計画に整合性・連動性があるか
- ✓日程等のサービス変更があった時のケアマネとの連携は十分か

<居宅介護支援事業所>

- ✓各サービス事業所から報告を受け、個別サービス計画書等の提出を必ず求めているか

🏠 居宅介護支援事業所の運営基準には、個別サービス計画の提出を求めケアプランとの整合性が取れているか確認するという項目があるので、その中で指導します。（政令・中核市）

◆ 居宅サービス事業所にて個別サービス計画書が適切に作成されているか

個別サービス計画書が作られていない、作られていてもケアプランの課題や目標をそのまま転記している場合が多く、不必要なサービスや、介護度が低いのに毎日の通所利用が位置付けられている場合も少なくありません。計画作成者が、適切なアセスメントを行い評価せず、ケアマネジャーの指示通りに計画を作成している場合も見受けられます。

- ✓計画作成者が、適切なアセスメント・評価を行っているか
- ✓提供サービス等の目標設定が明確か
- ✓どのような理由付けで計画を策定したか

◆ 住宅サービスと介護保険サービスの区別がされているか

住宅サービスと介護保険サービスの区別が曖昧で、実際のサービス提供時間帯が不明確である場合、二重徴収や不正請求につながります。

<訪問介護事業所>

- ✓ケアプランの2表、3表と、訪問介護サービスの提供票、住宅サービスを突合
- ✓訪問介護のサービス提供記録と住宅サービスの提供記録が分かれているか

<通所介護事業所>

- ✓併設事業所への送迎記録はないため、サービス提供時間がわかるような書類等の整備
- ✓通所介護の個別記録と、住宅サービスの記録を照合

例) 通所介護利用中の時間に、居室で過ごした記録がある

<居宅介護支援事業所>

- ✓ケアマネジャーが併設の住宅サービスについて把握しているか

🏠 本来、ケアマネジャーが両方のサービスを把握し、分けしておく必要がありますが、できていない事業所も見受けられます。併設事業所の管理者へのヒアリングで、住宅サービスについて問うと「有料老人ホームの担当でないからわからない」と返されることも多くあります。(政令・中核市)

◆ 計画とサービス提供の実態が異なっていないか

当日出勤していない職員の名前で記録が作られていたりするなど、実態はケアプラン及び個別サービス計画に基づいたサービス提供を行わず、記録だけケアプランに合わせて書いているケースも見られます。

- ✓勤務表と記録を突合し、出勤してない職員が記録を行っていないか
- ✓シフト表がケアプランを意識して作られているか

コラム 事業者指導担当課・介護保険担当課の合同で実施した指導

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業にて、事業者指導担当課・介護保険担当課の合同で併設事業所の実地指導に取り組みました。支給限度額 100%等の割合が高い集合住宅関連事業所を抽出し、疑義のある事業所は外部委託により全プラン点検を行い、事前に課題抽出も行っているため、通常の実地指導よりも、より深いケアプラン点検が可能となり、利用者の処遇にまで踏み込んだ指導につながりました。

◆ 指導権限がない事業所への働きかけ方

自治体の規模により、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所への指導権限が異なるため、それぞれで以下のように取り組まれています。

政令指定都市・中核市 居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所の両方に指導できる

日中、有料老人ホームの利用者全員が併設のデイサービス利用になっており、状態の悪い利用者はデイサービスの静養室に寝かされているという事例があったが、通所介護事業所そのものに対する指導はできない。別途、居宅介護支援事業所に対して、利用者の状態像に合わせた適切なサービス利用を位置付けるように指導した。

都道府県 居宅介護支援事業所に指導権限がない

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所が併設であるときに、事前に問題のある事業所だという情報があれば、同時に居宅介護支援事業所の指導をしてもらえないか市町村に依頼する。このようにすれば、居宅サービス事業所で問題が見つかったとき、居宅介護支援事業所を指導している市町村にケアプランを見てもらうことができる。また、居宅サービス事業所を実地指導する中で、別の市のケアマネジャーが担当しているプランに問題が見つければ、所管の市に対して情報提供を行っている。

一般市 地域密着以外の居宅サービス事業所に指導権限がない

市町村としては居宅介護支援事業所に行き、ケアプランへの指導しかできない。しかし、熱量の高い居宅介護支援事業所には、集合住宅併設事業所に積極的に入ってもらうよう声掛けしており、その結果、集合住宅入居者の処遇が改善した例がある。

Q ケアマネジメントの経験があり、ケアプランの質の部分まで指導できるスキルがある職員がいないため、ケアマネジャーに対して説得力のある対話できません。

🐟 ケアマネジャーや介護保険の事業所は、利用者やその家族に説明する責任があります。基準上の責任が求められるのだから、実地指導では教えてもらう立場で、素人的な質問に対してもきっちりと説明してもらうことが大事です。疑問点を聞いていけば、ある程度説明していただけるはずだし、説明ができないのであれば、適切なケアマネジメントができているのかというところに疑問符が出てきます。素人的な視点、あるいは役所的な視点など、いろいろな視点で指導していくのがポイントです。（都道府県）

Q グレーゾーンと思われるケースに対して、どう対処していますか？

- ④ 疑義が高い事業所には最初から監査に入ることになっています。また、悪質な事業者の場合、生活保護受給者を囲い込んでいることもあるため、生活保護の職員と同行して取り組みます。(政令・中核市)
- ④ 虐待が疑われる事業所について、虐待担当と有料老人ホーム担当の部署と、実地指導の担当者が一緒に行き、虐待とあわせて処分を行ったことがあります。介護保険外の部署と協力してやっていくのも必要だと思います。(都道府県)
- ④ 基本的には、ケアマネジメントのプロセスに関しては文書指摘を行います。プランの中身に関しては助言です。ケアプラン点検を行う中で疑義が高い事業所は翌年に実地指導を行い、ケアプラン点検のときの指摘が改善されているか確認します。改善されていない場合は、翌年にもう一度実地指導を行い、それでも改善できていないときは、内容によって監査に切り替える場合があります。(政令・中核市)

7. 実地指導後の対応（改善確認）

実地指導において指摘事項が見つかった場合、改善指導の取組は自治体によってさまざまですが、自主点検による過誤調整や、改善が確認できるまでケアプランの再提出やヒアリングが行われています。自治体ごとの考え方や、実際に処分に至ったケースを以下に紹介します。

◆ 指導後の流れ

- ・ 基準違反までいかない場合は「助言事項」として、自主改善させる。基準違反や報酬返還の場合は「指摘事項」とし、是正・改善計画を通知日から1ヵ月以内に提出することを求め、改善状況の確認を行う。なお、報酬返還の場合は、返還の完了報告の提出を別途求める。(都道府県)
- ・ 文書指導以外の口頭助言についても、文書で渡している。文書指導に対しては、通知後1ヵ月をめどに、改善報告書の提出を求めている。(政令・中核市)
- ・ 結果通知は法人宛てに送付し、系列事業所への波及効果も期待している。実地指導の結果自主精査と、過誤調整があった場合は来庁報告を求める。その際、法人が同席することもある。(政令・中核市)
- ・ 1ヵ月から1ヵ月半後に結果通知を送付し、指摘の中身に対して、別途改善報告書を求めている。改善報告書の提出期限は、結果通知を交付した日から1ヵ月後までで、あえて直筆で記載していただくようにしている。内容が薄い場合は、再提出や来所を求め、目の前で一問一答しながら書いていただくこともある。(政令・中核市)

ケアプラン点検と同時に実施する自治体

- ・ 当日ヒアリングをして、必要を感じたらケアプランの再提出をしてもらう。再提出後もまだ改善が必要であれば、電話や来庁によりもう一度1対1で直接ヒアリングし、継続的に指導することがある。(政令・中核市)
- ・ 改善報告の際に、1~2例のケアプランの提出を求め、計画どおりのサービス提供をしているかを確認。今後はきちんと運営するという報告書も提出していただく。(政令・中核市)
- ・ 問題のあるプランの場合は、定期的にプランをもってきてもらい改善指導する。また、日ごろからケアマネジャーが来庁した際には声をかけ、気になるケースについて確認している。(一般市)

◆ 監査への切り替え

- ・ 内部告発・利用者家族からの通報、市町村からの情報提供があり、実地指導の途中で監査に切り替え、返還金が多額に発生したケースがある。サービス提供責任者が適切に配置されておらず、各種記録関係もずさんだった。(都道府県)

◆ 報酬返還

- ・ 通所介護事業所に長期間看護師が配置されておらず、かつ、看護職員の人員欠員減算を行っていなかったため、1,500万円ほどの報酬返還。(都道府県)
- ・ 初回及び更新時に訪問介護計画を作成していない事例、また加算では初回加算の算定誤り(サ責が同行していない)。(政令・中核市)
- ・ 有料老人ホームの中に実態として事務所機能があり、本来の事業所は有料老人ホーム内であると認められた場合、過去にさかのぼって同一建物減算をするよう指示した。(都道府県)
- ・ 身体介護と生活援助を組み合わせて提供したと記録しているのに、身体介護の内容が全然書いていない。提供した身体介護の内容が確認できなければ、報酬返還(過誤調整)の対象になる。(政令・中核市)
- ・ 過剰サービスが疑われて、訪問介護事業所で問題になった場合は、居宅介護支援事業所にも実地指導が入る。そこでは、運営基準減算に該当した場合は返還となるが、過剰サービスを位置付けていたというだけではプラン料の返還までは求めていない。(政令・中核市)

◆ 効力停止・指定取消

- ・ サービス提供時間中の受診や医療的対応が頻繁に行われ、常態化。かつ、そのプランを作成している併設の居宅のケアマネが、その状況を知っていたのにも関わらず不適正な給付管理を行っていたため、効力停止をした。(都道府県)
- ・ ケアプランと訪問介護計画に基づかないサービス提供を行っていた。ケアプラン等を無視して、施設サービスの的に行っていたため、指定取消をした。(都道府県)

🏠 市町村は実態を把握する必要がありますので、認定調査に行き、その場で不適切な介護を見て実地調査に切り替えたことがあります。(一般市)

◆ 指導結果の公表

実地指導で確認した好事例や、多かった指導項目については集団指導などで公表し、事業所のサービス向上を促している自治体もあります。

🏠 実地指導で口頭指摘しかないような事業所は、その実績を公表してあげれば励みになり、指摘事項が多い事業所を公表すれば、抑止効果にもなると思います。(政令・中核市)

集団指導で紹介している好事例

有料老人ホームの併設事業所で、職員が有料老人ホームと訪問介護事業所を兼務していましたが、業務が切り替わった場合、身分証明書を変えるだけでなく、使用するエプロンやバッグの色を変えて利用者からみて一目で、有料老人ホームの業務なのか、訪問介護の業務なのかがわかるように工夫していました。

仙台市【平成 29 年実地指導結果と留意事項について】より抜粋

8. 実地指導の効果

併設事業所に対する実施指導の効果について、以下のような点が挙げられています。

- 併設事業所における住宅サービスと介護保険サービスのすみ分けについて、指摘が減ってきた。
- 高い頻度で指導に入り、事業者に対して「重点的に見ている」という意思表示をすることが、緊張感を与え抑止力になる。
- 改善報告について、繰り返し再報告を求めたことにより、事業所が事務の流れをマニュアル化するなどの改善実施が確認できた。
- 住宅や訪問介護事業所に状況確認をし、サービス担当者会議で話しあって毎日の身体介護を中止した。

第4章 まとめと課題、今後の方向性

Ⅰ. 本調査研究結果のまとめ

本調査研究では、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等の高齢者向け集合住宅に併設する介護サービス事業所（併設事業所）について、併設以外の事業所と比べて行政処分の割合が高いという現状から、効果的な実地指導のあり方について検討を行った。

都道府県、政令指定都市、中核市の実地指導担当者に対するアンケート調査により、課題認識や対応の状況等を把握した上で、併設事業所に関して重点的取組等を行う 10 自治体に対し、訪問によるヒアリング調査を行った。

自治体アンケート調査結果

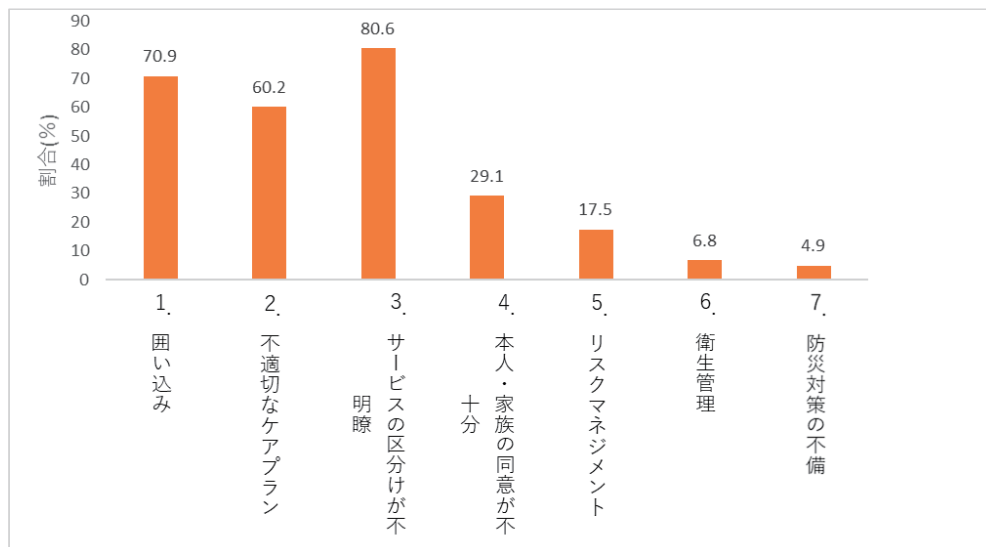
都道府県、政令指定都市、中核市の計 125 自治体に対し、メールによるアンケート調査を実施した。103 自治体から回答が得られ、回収率は 82.4% だった。

<結果の概要>

- **92.2%の自治体が、集合住宅併設事業所に課題があると認識しており、48.5%は「課題のある事業所を把握している」と回答した。**

- ・把握方法について自由記述を整理すると、「苦情・通報」（27 件）が最も多く、次いで「実地指導」（25 件）だった。その他に「給付実績データ」、「加算の取得状況」、「過去の指導歴」、「変更届等各種提出書類」、「ケアプラン点検」などが挙げられた。

- **具体的に把握している課題は、「住宅サービスと介護保険サービスの区分けが不明瞭」が 80.6%と最も多く、次いで「困り込み」が 70.9%、「不適切なケアプラン」が 60.2%だった。**



図表 併設事業所について、具体的に把握している課題（再掲）

- **併設事業所に対する重点的な実地指導を行っている自治体は42.7%であった。**
 - ・ 具体的な方法について自由記述を整理すると、「有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅への立入検査と同時に実施」（12件）が最も多く、他に、「併設事業所を優先的に指導、もしくは指導頻度を高めている」、「併設事業所であることを把握した上で実地指導を行う」、「併設事業所の場合は重点的に確認する指導事項がある」との回答があった。

- **62.1%の自治体が、今後、併設事業所に対する重点的な取組が必要と回答している。**
 - ・ 重点的な取組が必要な理由として、自由記述を整理すると、「囲い込み」、「過剰なサービス提供」、「自立支援とは程遠いケアの蔓延」、「事業所主体の介護給付」、「サービスの質の低下」などの懸念が挙げられた。
 - ・ 重点的に取り組みたい内容は、「ケアプランの過程を重点的に確認」、「訪問・通所介護事業所と居宅介護事業所の一体的指導」、「従業者への聞き取り中心の指導」、「市町村の居宅介護事業所への実地指導及びケアプラン点検と合同での実地指導（都道府県）」、「苦情があった併設事業所への頻回な実地指導」、「集合住宅への立入検査との合同実施」、「近隣自治体との連携」、「同一建物減算の一覧の作成」、「事業者連絡会を立ち上げ自己啓発を促す」などの回答があった。
 - ・ 課題として、「併設事業所であるかがわからない」、「併設事業所の適切な運営に関するガイドラインが必要」、「巧妙な同一建物減算逃れへの対応」、「有料老人ホームへの立入検査の根拠が弱い」、「併設事業所への外部の評価（行政指導や第三者評価など）」、「都道府県は保険者でないため給付データが得られない」などが挙げられた。
 - ・ 重点的な取組が必要と思わない理由として、「通常の実地指導において、課題の把握及び指導が可能」、「制度改定による対策を講じる必要性」、「実地指導で介護保険法及び基準上の問題を明らかにすることは困難」などの回答があった。

自治体ヒアリング調査結果

平成 30 年度「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」実施自治体、及びアンケート調査等から、先進的、もしくは特徴的な取組を行っていると思われる 10 自治体を選定し、訪問調査を行った。

併設事業所に係る主たる課題として、以下 3 つを挙げた上で、実施指導の流れにそって、具体的な取組方法などについて、実地指導担当者にヒアリングを行った。

- ① 利用者の囲い込みで特定の介護事業所に利用が集中
- ② 本人の状態像に合わない不適切と思われるケアプラン
- ③ 住宅の独自サービスと介護給付サービスの区分けが不明瞭

<結果の概要>

- 併設事業所に優先的に実地指導を行っている自治体は 4 自治体であった。優先的に行わない場合でも、併設事業所は苦情・通報が多いため、結果的に併設事業所への実地指導が多くなっていると答えた自治体がほとんどであった。また、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業所や、居宅介護支援事業者に対し、重点的な指導を行っている自治体もあった。
- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の所管課との情報連携は、すべての自治体で実施されていた。集合住宅への立入検査と併設事業所への実地指導の合同実施は、9 自治体で実施事例があった。
- 都道府県は、居宅介護支援事業所への指導権限が市町に委譲されたため、実地指導の際には、市町村に同行を求めたり、合同で実地指導を行っていた。また、政令市連絡会により、実地指導の課題等の共有や、指導指針や法令等の解釈について統一が図れるよう、連携を深めていた。
- 集合住宅併設事業所に対する実地指導の方針を明記し、ホームページ等で公表している自治体があった。
- 課題①「利用者の囲い込みで特定の介護事業所に利用が集中」と、課題②「本人の状態像に合わない不適切と思われるケアプラン」については、いずれの自治体でも課題を把握しているものの、利用者からの同意の署名など、書類が揃っている場合には、具体的な処分は難しく対応に苦慮していた。過剰にサービスを位置付けているなど不適切なサービス利用の場合は、管理者やケアマネジャーへのヒアリングを通して、その理由を聞き取り、気付きを促すことで、適正なサービス利用への改善を図っていた。
- すべての自治体が、課題③住宅の独自サービスと介護給付サービスの区分けが明確であるかを重点的指導事項としており、勤務表の突合や兼務状態の確認等

が実施されていた。

- 加算について指摘が多いのは、訪問介護事業所では初回加算と同一建物減算、通所事業所では定員超過利用減算、居宅介護事業所では運営基準減算、特定事業所集中減算であった。
- 改善指導として、自己点検による過誤調整や、改善報告書の提出を求め、また、ケアプラン点検を実地指導と合わせて実施している自治体では、改善報告の際にケアプランの再提出を求めている。

さらに、7自治体の担当者による意見交換会を2月26日に開催した。

以上から、各自治体の創意工夫、着眼点、ノウハウ及び課題を整理し、効果的・効率的な指導方法を、実地指導の流れにそってわかりやすく整理したマニュアル案を作成した。（本報告書第3章）

II. 課題と今後の取組の方向性

本調査結果から、高齢者向け集合住宅併設事業所への実地指導について、取組のポイントや事例は、第3章にまとめた。

一方で、解決が困難な課題や指導の限界も、下記の通り指摘された。

- ①書類上矛盾のない記録やプランを作成する事業所の不正は摘発しづらい
- ②実地指導の標準化・効率化との兼ね合い
- ③ケアマネジャーの中立性をどう担保するか
- ④集合住宅の入居者・家族や、併設事業所職員の意識

「施設」と同じ感覚で、サービスを多く受ける（提供する）ことを良しとする風潮。

- ⑤実地指導に対し、十分な職員体制を確保できない

そこで、効果的な取組を行うための今後の方向性について、以下に整理する。

（1）疑義のある事業所の抽出方法

支給限度額 100%等の割合が高い集合住宅関連事業所を抽出したり、1つの住所に10人以上の利用者が集中する訪問介護事業所を抽出して、優先的に実地指導を行っている自治体があった。

課題のありそうな事業所を効率的に抽出するために、国保連と連携し、適正化支援システムの活用方法を検討してみてもどうか。

（2）庁内他部署、及び自治体間の連携

併設事業所に対する実地指導については、住宅サービスと介護保険サービスを一体的に提供する事業モデルのため、関係法令が、介護保険法、老人福祉法、高齢者住まい法と多岐にわたり、また、都道府県と市町村で指導権限が分かれるなど、特有の難しさがある。よって、併設事業所の職員の兼務状況や、適切に介護サービスが提供されているか等を限られた時間で効果的に確認を行うため、以下のさまざまなレベルでの連携が重要である。

- ①有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の所管部署との連携
- ②都道府県と市町村との連携
- ③近隣市町村との連携
- ④生活保護所管課との連携

さらに、複数自治体にまたがって広域に事業展開を行う事業者もいることから、日常的に、近隣自治体との情報交換や連携を行い、都道府県内で指導方針や法制度の解釈を統一するなど、制度の隙間を作らない工夫が求められる。

(3) 指導方針の明示

指導の実施要項や要領、方針の中に集合住宅併設事業所に対する指導の基本的事項を定め、また、これらの指針をホームページや集団指導などを通して事業所に周知することにより、重点的に指導を行う根拠を明確にする。このことにより指針に沿って適切な運営やケアプランであるかどうかの説明を事業所に求め、説明ができない場合は、改善を指導しやすくなる。

本報告書では、愛知県や静岡県の実践を紹介している。

(4) 外部（第三者）の目をなるべく入れる

本来は、居宅介護支援事業所を外部化することが望ましいという意見が、多くの自治体から聞かれた。また、集団指導や研修等の機会を通じて、行政と併設事業所職員との接点を多くもち、相談を受けやすい関係づくりをふだんから心がけているという意見もあった。頻度高く実地指導に入っている自治体もあった。

つまりは、事業者に対し、常に見られているという意識づけが重要である。

事業者同士で連絡会を立ち上げることを支援し、互いの学び合いの中で、質の確保と向上を図ろうとする自治体もあった。

また、高齢者向け住まいの業界団体自らが、サービス付き高齢者向け住宅入居者の介護保険サービス利用に係る選択権を保証するため、「行動規範」を策定し、「行動規範遵守宣言」を行うサ高住事業者の募集を開始している。

優良なサービス付き高齢者向け住宅の公表等

○ 一般社団法人高齢者住宅協会（高住協）では、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の権利を守ることを目的に、介護保険の外付けサービスにおける利用者の選択・変更できる権利等を掲げた行動規範を定め、行動規範の遵守宣言を行うサ高住を高住協において確認し、公表する取り組みを今年度から実施する。

「行動規範遵守宣言」（高住協） ※令和元年度から実施

（事業概要）

- ・ 付帯サービス（特に介護保険サービス）に対する「行動規範」を策定、事業者に対し遵守宣言を促し、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の尊厳の担保と付帯サービスの品質向上を図るため本事業を行う。
 - (1) 行動規範の制定と遵守宣言
制定された行動規範に対して遵守宣言を行う者を募り、内容を確認し情報開示を行う。
 - (2) 本事業創設に伴う委員会の設置等
サービス付き高齢者向け住宅の運営事業者に対する透明性・公開性・有効性を高めるため、外部委員による委員会を設置、宣言事業者からの提出書類を活用し委員会で検証する。

「サービス付き高齢者向け住宅運営事業者行動規範」

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の入居者の尊厳と、「外付けサービス」である介護・医療サービス等の提供において利用者が事業者の選択・変更できる権利を守ります。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の必須サービスとしての「生活支援サービス」と「外付けサービス」は区別します。
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の入居に際し、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者が運営する介護・医療サービス事業所が併設・隣接していても、利用者が入居前から受けていた介護・医療サービスを継続利用できる権利を守ります。

サ高住

➡

高住協

■ 行動規範遵守宣言書

■ 入居状況一覧表

■ ケアプラン見本 等

宣言したサ高住の公表
※行動規範を満たさない場合等は取消

厚生労働省資料

- 94 -

(5) 厚生労働省「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」の積極的な活用

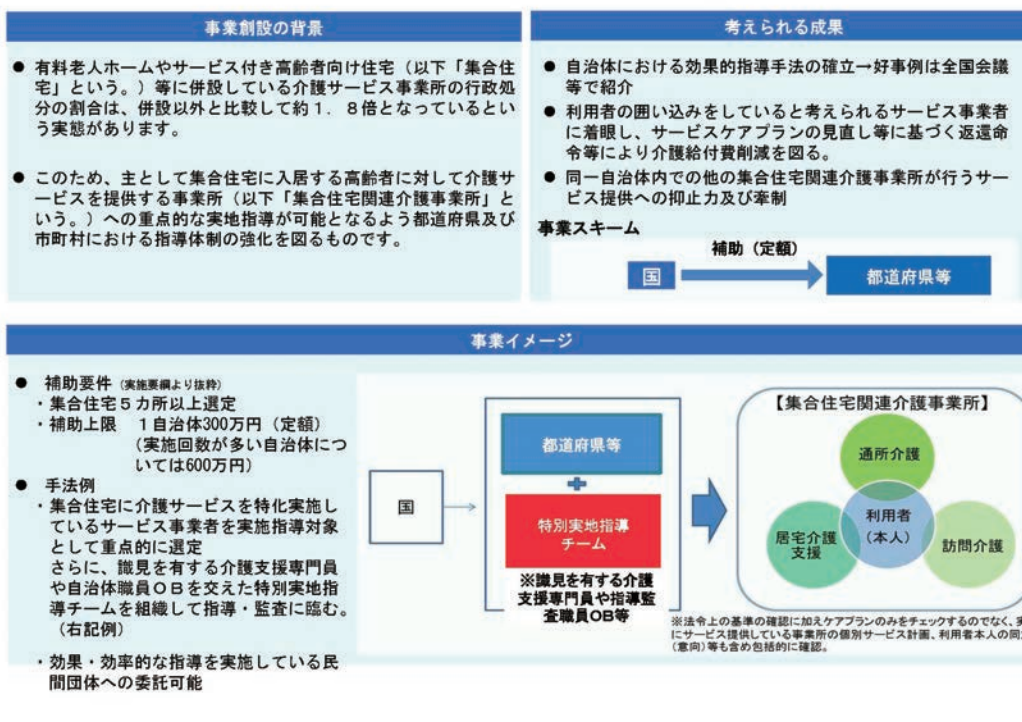
平成 30 年度集合住宅関連事業所指導強化推進事業を実施した 8 自治体は、以下の点でメリットや成果を感じていた。

- ・集合住宅関連事業所への実地指導をより多く実施するための指導体制の人員確保ができた。
- ・保健師やケアマネジャーなどの専門職を雇用できた。
- ・市町村や有料老人ホームの立入調査と連携した実地調査の実施がよりスムーズに行えるようになった。
- ・併設事業所のケアマネジメントの傾向分析をあらかじめ行い、ポイントを絞り、かつ内容まで踏みこんだケアプランチェックが可能となった。
- ・多様なサービス提供主体に対する実地指導事務を担当させることで幅広い知識の習得をはかり、指導員のスキルアップができた。
- ・社会福祉法人の生活相談員経験者を非常勤職員として採用し、事業者サイドの視点を獲得できた。
- ・経験豊かな県職員 OB から実地指導のノウハウを学ぶことができた。
- ・市と事務受託法人の連携をより一層深めることにつながった。

以上から、「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を活用して、専門スキルをもった職員を雇用し、一定期間集中的に、併設事業所に対する重点的な実地指導を行うことも、有効である。

高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業

令和2年度予算案 60,000千円



厚生労働省資料

最後に、本調査研究の中で、自治体の実地指導担当者同士の意見交換会を行った。実地指導の具体的な手法については、公開すれば、制度の間隙をつこうとする事業者を利することともなるため、情報共有することが難しい。

すでに、都道府県レベルで連絡会を設けている自治体もあるが、自治体担当者同士の率直な情報交換・意見交換の場を設置することで、好事例の横展開が円滑になると考えられる。

本調査報告書が契機となって、併設事業所の適正化が進み、結果として、良質なサービス提供が受けられる高齢者向け住まいが増えることで、地域包括ケアシステムの構築が進むことが期待される。

參考資料

事 務 連 絡
平成29年7月10日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管（部）局 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

高齢者向け住まいに併設されている介護サービス事業所に対する
指導監督について

介護サービス事業所の指導監督については、昨今、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームといった高齢者向け住まいが増加していることに伴い、高齢者向け住まいに併設（隣接を含む。以下同じ。）された形態の事業所（以下「併設事業所」という。）の参入も多く見られるところである。

こうした住まいは、高齢者の多様な住まいニーズの受け皿として重要な役割を果たしている一方で、平成27年度及び28年度の都道府県等における指導監督の動向を見ると、指定取消・効力停止処分を受けた併設事業所が約3割を占めている。全事業所に対する併設事業所の占める状況を勘案すると、併設事業所は、その他の事業所よりも高い割合で指定取消等処分の対象になっていることが推察される。

また、平成28年度に都道府県等が実施した実地指導では、併設事業所に対して

- ・ 「併設事業所」と「高齢者住まい」の双方に従事する者の兼務状況が不明確
- ・ 「高齢者住まい」と兼務していることで、「併設事業所」としての人員基準を満たさない状況になっている
- ・ 「併設事業所」のサービスと「高齢者住まい」のサービスが区分されていない

などの指摘がなされている。

各自治体におかれては、上記の傾向も踏まえ、今後、併設事業所における介護サービスの提供状況にも留意の上、実地指導計画を策定するようお願いする。

※ 平成27年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいの実態調査」によると、通所介護（通所リハ含む）、訪問介護、居宅介護支援が併設又は隣接されている事業所の多くを占めている。

平成 31 年度静岡県介護保険施設等指導方針

この方針は、静岡県が、介護サービス事業者に対して行う指導について、重点的に指導する事項を定めることにより、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とします。

I 基本的な考え方

介護サービス事業者の指導に当たっては、よりよい介護サービスの実現に向けて事業者等の育成及び支援を行うことを主眼とします。

具体的には、指定基準、報酬基準が、いかなる法令等により定められているのか、法令、条例、規則、報酬算定告示、解釈通知、Q & A等の構成について十分に理解されるよう指導するとともに、基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導します。

なお、実地指導に当たっては、指導方法について、あらかじめ日時、場所等を文書により介護サービス事業者へ通知しますが、あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知します。

II 指導の重点事項

1 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

事業所に配置される従業者が、条例・規則で定められている基準数を下回っている状況が見受けられるため、介護サービスの質を確保する意味から、人員基準を満たす従業者を確保するよう指導します。

【留意事項】

- ・ 従業者の勤務状況を示す書類が整備されていない、兼務している場合にそれぞれの業務に従事した時間が明確になっていないなど、人員基準を満たしていることが確認できない事業所が見受けられるため、従業者の勤務実績を確認できる書類を適切に整備するよう指導します。

特に、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設されている事業所の従業者について、これら住宅における業務との兼務状況を明確に区分していない事業所が見受けられるため、勤務実績を明確にするよう徹底を図ります。

- ・ 形式的には人員基準を満たしている場合でも、兼務が過剰であることなどにより本来求められる職務上の役割が果たされていない状況が見受けられるため、利用者に対し適切なサービスを提供するために必要な体制を整えるよう指導します。

2 利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

(1) 「虐待防止」の徹底

介護サービス利用者の尊厳の保持にとって、利用者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取組みが図られるよう、以下の事項について指導します。

- ・虐待防止について研修等を通じて従業者等へ周知しているか
- ・虐待が起きてしまった場合（虐待の疑いがある場合を含む）について、事業所として適切な対応ができる体制となっているか

(2) 「身体拘束廃止」の徹底

適切な手続きを踏まない身体拘束は、虐待に該当する場合もあり、手続きの面で慎重な取扱いが求められているにもかかわらず、適切な手続きを踏むことなく身体拘束を行っている事業所が見受けられることから、身体拘束に関する次の事項について、徹底を図ります。

- ・例外3原則（切迫性、非代替性、一時性）の要件の適合状況の確認
- ・身体拘束に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録
- ・利用者・家族への説明
- ・身体拘束の適切な解除予定時期の設定及び解除に向けた検討の有無を含めた再検討状況の確認
- ・身体拘束の適正化のための指針の整備
- ・身体拘束に係る従業者に対する定期的な研修の実施
- ・「身体拘束廃止委員会」等の定期的な開催及び当該委員会での検討状況の確認

(3) 「事故防止対策」及び「苦情対応」

- ・事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導します。
- ・市町村に報告すべき事故を理解していない、市町村に報告すべき事故を報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図ります。
- ・苦情は、サービスの質の向上を図る上での重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえて、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行うよう指導します。

(4) 「計画」の適切な作成

ア 居宅サービス事業所等における個別サービス計画

- ・ ケアプランの交付遅れなどにより、個別サービス計画が未作成又は作成が遅延している事例が見受けられることから、個別サービス計画を作成し、当該計画を利用者等に説明し、同意を得て、利用者に交付したうえで、サービス提供を行う必要があることについて、徹底を図ります。
- ・ 居宅サービス計画等（ケアプラン）に沿って個別サービス計画が作成されていない事例や個別サービス計画に、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等必要な事項が記載されていない事例などが見受けられることから、サービス担当者会議等を通じて、居宅介護支援事業者等との密接な連携を図るよう指導するとともに、ケアプランに沿った適切な内容の個別サービス計画を作成するよう徹底を図ります。

イ 施設サービス計画

- ・ 介護保険施設等の施設サービス計画について、介護支援専門員が適切にケアマネジメントを行うよう指導します。
- ・ サービス担当者会議について、適時に開催しているか確認します。
- ・ モニタリングについて、介護支援専門員が定期的に入所者に面接して行われていない事例、結果の記録の内容が不明確な事例などが見受けられるため、サービスの実施状況、入所者等の満足度、目標に対する進捗状況の把握、評価、計画変更の必要性の検討等を適切に行うとともに、これらの結果を明確に記録するよう指導します。

(5) 「非常災害対策」の徹底

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年8月に発生した岩手県における風水害などの教訓を活かし、また、予想される南海トラフ巨大地震への備えとして、高齢者施設等における適切な災害への対応を図るよう、次の事項について、徹底を図ります。

- ・ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画（マニュアル）の作成
施

【留意事項】

- ・ 害発生時に被害の有無を市町へ報告する、地域と日頃から連携体制を取るなど、県が作成した「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」等に基づいて対応するよう指導します。
- ・ と県老人福祉施設協議会(平成24年度)、県老人保健施設協会(平成

25年度)とで「災害時における施設サービス継続のための連携等に関する協定」が締結されたことを踏まえ、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の施設にあつては、協定の趣旨を踏まえた対応について依頼します。

- ・ の独自基準である、食料、飲料水等の備蓄、地域との連携等の努力義務については引き続きその対応を促します。

(6) 「特別養護老人ホームにおける入所手続き」の適正な運用

平成27年4月1日以降、特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護3以上の方に限定され、要介護1又は2の方は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に、特例的に入所（特例入所）が認められることとなったが、特例入所の手続きが適切に行われていない施設が見受けられることから、特例入所を含む入所手続きが適正に行われるよう指導します。

また、平成29年4月改正の優先入所指針に沿った入所手続きが適正に行われていなかったり、優先入所基準が作成されていない施設が見受けられることから、当該指針に沿った入所手続きが適切に行われるよう指導します。

(7) 有料老人ホーム等に併設する事業所の適正な運営

住宅型有料老人ホーム等に併設し、当該有料老人ホーム等の入居者を主な利用者とする訪問介護事業所や通所介護事業所等について、個別サービス計画に沿って適切にサービス提供を行っておらず、施設サービスのサービス提供をしている事業所が見受けられることから、これらの事業所に対して適正な運営を強く指導します。

4 報酬請求指導（別紙「平成30年度における主な介護報酬請求等の誤り」参照）

実地指導等において、毎年不適切な報酬請求が確認されています。

また、数次にわたる改定で介護報酬体系は複雑化しています。

このため、加算等についての基本的な考え方や基準に定められた算定要件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているかを確認することにより、不適正な請求の防止とより良いケアへの質の向上を図ります。

【留意事項】

- ・ 算等の請求にあたっては、報酬基準上の要件を担保していることが必要であることは当然であり、毎月の報酬請求においては事業者自ら不備がないよう確認することが求められること、報酬基準上の要件を担保しているか否かは事業者の説明責任があることについて理解の促進に努めます。

- ・ 系サービスにおいて、前年度の利用延人員の実績に基づき決定する事業所規模(施設等の区分)を確認せずに、従前の規模区分のまま誤った介護報酬請求を行っていた事例、訪問介護において、適切に同一建物減算を行っていない事例について、会計検査院から返還指導されているので、特に留意して指導します。

5 その他

(1) 介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善の確保を図る目的で創設された介護職員処遇改善加算制度について、平成29年度の報酬改定により、加算区分の新設や加算率の見直しが行われ、さらに、平成30年度の報酬改定において、加算区分（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、一定の経過措置期間を設けて廃止することとされたところです。

また、平成31年度の報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されることとなっています。

実地指導においては、加算の算定要件に合致しているか、また、事業所の管理者がキャ

リアパス要件等の内容の理解ができているかに加えて、介護職員処遇改善計画の周知が適切な方法により実施されているかを確認します。

なお、キャリアパス要件にはⅠ、Ⅱ、Ⅲがあり、これらの要件全てと職場環境等要件を満たすことにより最も加算率の高い加算区分（Ⅰ）を算定することができますが、加算区分（Ⅰ）以外の事業所については、より働きがいのある魅力的な職場づくりの環境整備として、加算区分（Ⅰ）へ移行するための助言などを行います。

(2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は、要介護（要支援）者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は当該法律に基づく命令を遵守し、要介護（要支援）者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。県に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないにもかかわらず未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。

(3) 介護サービス情報の報告等

介護サービス事業者には、利用者の適切な介護サービスの選択に資する情報の報告が義務づけられており、県は報告に基づきその情報を公表しています。そのため、当該制度の周知を図るとともに、情報の報告を行っていない事業者に対して、報告するよう指導します。

(4) 静岡県介護保険等同報メール配信システムへの登録の促進

県内の介護サービス事業者等へのお知らせ、各種依頼等については、県のホームページに掲載していますが、制度改正や報酬改定に対するQ&A等重要な情報を早期に、かつ、確実に伝えるため、メール配信システムへの登録の促進を図ります。

(5) **福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明**

サービス提供の開始に際しての事業者から利用者に対する重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても説明するよう指導します。

高齢者向け住まい事業者の 外付けサービスの適正な活用チェックリスト

2017年8月22日作成／2017年11月02日改定

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人高齢者住宅推進機構

1

本チェックリストの背景

□ 本チェックリストの対象

= 介護保険の居宅サービスを外付けで利用して生活する住まい

- 住宅型有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅

※介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）の指定を受けていないもの

□ 各種指摘（参考資料）

- 【大阪府】有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等における入居者の介護サービス利用状況に係る実態調査（平成28年9月）
- 【大阪府】大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会報告書（平成28年12月26日）
- 【厚生労働省】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成29年3月10日）
- 【財務省】財政制度等審議会建議（平成29年5月25日）
- 【厚生労働省】老健局介護保険指導室事務連絡（平成29年7月10日）

2

本チェックリストの目的

□ 本チェックリストの目的

「高齢者住まい事業者の外付けサービスの適正な活用のためのポイント」（2015年8月高齢者住まい事業者団体連合会）の具体事例集

- 高齢者住まい**入居者**が、自己選択に基づき、適切な外付けサービスを利用して、自立した日常生活を営むことができるように
- 高齢者住まい**事業者**のコンプライアンスの向上
- 高齢者住まい**業界**における自浄努力
- 介護保険**財政**の効率的な活用

□ 本チェックリストの活用方法

- 高齢者住まい業界における、事業者に対する**研修資料**として
- 高齢者住まい事業者の**自己点検のためのチェックリスト**として
- 都道府県等の**行政指導の指針**として

3

（参考）入居者の介護保険サービス利用額が高くなる要因

- 高住連3社のデータでは、サ付・住宅型有老の入居者のサービス利用額は、在宅独居の高齢者とほぼ同じか下回る。大阪府の調査結果を大きく下回り、大阪府の調査結果には特殊要因があるほか、疑問も残る。
- そもそも外付け（介護保険）サービス利用額が高いことが問題ではない。
- 利用額が高くなる要因として、以下のようなものが考えられる。
 - 要介護者像の違い（独居）
 - 高齢者向け住まいやその併設事業所だからこそ提供できるサービス
 - 事業者のケアマネジメントの問題や不適切な運営何が原因で、何が問題なのか、冷静な分析が必要。
(平成29年度老健事業調査研究で要因・因果関係を調査、分析予定。)
- 「囲い込み」の批判については、他の事業所を紹介しているか、入居者が自由に選択しているか等のプロセスの確認が必要。「結果として併設事業者に集中」することは、問題ではない。
- 併設事業所には、高齢者住まい職員と連携できるというメリットのほか、毎日かつ早朝・夜間のサービスを安定して提供できる訪問介護事業所は併設事業所以外に存在しないという事情もある。

4

(共通①) 介護保険サービスの自由な選択の確保

正しい運営

- 高齢者向け住まいでは、住まい付帯の基本サービスと、介護保険サービスを切り分けて、入居者が理解できるよう、説明・運営しなければならない。
- 入居者が、居宅介護支援事業所やその他の居宅サービスについて、住まいに併設された事業所やその他の事業所を利用することのメリットとマイナス面を理解し、自由に選択できる環境を整えなければならない。
- ★ なお、適切な情報提供がなされた上で、入居者による自己決定として、併設された事業所などに集中することは「不当な囲い込み」には当たらない。

NG例

- アセスメント結果や入居者の意向が尊重されず、すべて（大半）の入居者に併設事業所のサービス利用を強要もしくは義務付けている状態。
- 「併設の訪問介護事業所により、24時間安心の介護」「併設のデイサービスをご利用いただきます」など、併設事業所の利用を前提にした広告表示をしている。（有老指針8(7)ロ、高齢者居住安定確保基本方針54、居宅介護支援等運営基準1条の2 2項、3項、4条2項違反）
- 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）の指定を受けていないのに、「介護付き」「ケア付き」の広告表示をしている。
（参考）介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）の指定を受けていない住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、「介護付き」「ケア付き」と表記してはならない（有老指針別表）

5

(共通②) 介護保険サービスの適正な利用

正しい運営

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）は、入居者（利用者）の心身の状態を把握し、自立支援の観点や入居者の希望も踏まえ、生活全般の解決すべき課題（ニーズ）を抽出する（アセスメント）。
- ケアマネジャーはケアプラン原案を作成し、多職種による専門的な見地からの検討及び利用者の意向を確認する（サービス担当者会議）。
- ケアプランの原案の内容・目的を利用者・家族に対して説明し、文書による同意を得た上で、ケアプランを交付しなければならない（ケアプランの説明・同意・交付）。
- ケアプランに位置づけるサービス（特に介護保険サービス）は、単に利用者の希望やサービス事業者の意向を反映するのではなく、生活全般の解決すべき課題（ニーズ）の改善に資するものでなければならない。

NG例

- アセスメントや入居者の意向を確認せず、要介護度に応じて、一律のケアプランを押しつけている。
（居宅介護支援等運営基準1条の2 2項、3項、4条2項違反）
 - ⇒ ある入居者は、朝・夕の着替え、身支度ができるのに、ケアプランに、訪問介護の起床介助や就寝介助を盛り込んでいる。特に要介護1・2の入居者に、全員、起床介助、就寝介助を盛り込んでいる場合は、注意深い検証が必要である。
 - ⇒ ある入居者は、デイサービス（通所介護）を希望していない、または週1～2回の利用でよいと考えているのに、区分支給限度額が一杯になるよう、ケアプランに毎日のようにデイサービスを設定している。
- 法人として、目標利用額や目標回数を設定し、ケアマネジャーに指示している。

6

(通所介護①) アセスメント・入居者の希望による利用

正しい運営

- 入居者のデイサービスの利用意向を高齢者向け住まいのスタッフが把握した場合は、ケアマネジャーその旨を伝達・共有する。
ケアマネジャーは、併設デイサービスがあったとしても、地域の他のデイサービスを含めた選択肢を提示し、本人の自己決定・自己選択を支援する。
- デイサービスの目的①利用者の社会的孤立感の解消、②心身の機能の維持、③利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減につながっているか、確認した上で、自立した日常生活を営むための課題解決として、ケアプランにデイサービスの利用を位置付ける。(一般的に③家族の負担軽減は、高齢者向け住まいの入居者に当てはまらない。)

NG例

- アセスメントに基づく課題抽出をせず、要介護度に応じて、全ての入居者に併設デイサービスの利用を義務付けている。(居宅介護支援等運営基準1条の2 2項、3項、4条2項違反)
 - 要介護1なら週4~5回、要介護2なら週5~6回、要介護3以上は毎日等
- 入居者の希望を無視してデイサービスを利用させているため、嫌々デイサービスで時間を過ごし、常に居室に戻りたいと思っている。(居宅サービス等運営基準98条1号違反)
 - 例えば、昼食後は居室で休みたいので、デイサービスから居室に戻って昼寝をしているが、通所介護を算定している。

7

(通所介護②) 正しい職員配置 (デイと住まい)

正しい運営

- デイサービスは、その利用者数に応じて、法令に基づき、必要な職員を配置しなければならない。
- デイサービスは、利用定員を超えてサービスを提供してはならない。
- 一方、高齢者向け住まいも、約束した基本サービスを提供するため、併設のデイサービス等と別の職員を配置しなければならない。

NG例

- デイサービスの職員が、デイサービスのスペースを離れ、デイサービスを利用していない他の入居者のナースコールの対応をしている。このとき、デイサービスの人員基準を満たしていない。(居宅サービス等運営基準93条違反)
- 当日のデイサービスの利用者ではない入居者が、デイサービスのスペースで昼食を食べていて、全体で見ると、デイサービスの定員をオーバーしている。(居宅サービス等運営基準102条違反)

8

(訪問介護①) アセスメントに基づくケアプラン、ケアプランに基づくサービス

正しい運営

- 入居者の希望と、個々の入居者に対するアセスメントの結果に基づき、ケアマネジャーが「居宅サービス計画」(ケアプラン)の原案を策定する。サービス担当者会議での検討、入居者に対する説明・同意・交付を経て、ケアプランが完成する。
- ケアプランに基づき、訪問介護事業所のサービス提供責任者が「訪問介護計画」を策定し、訪問介護サービスを提供する。その記録を残し、介護保険の請求を行う。
- 訪問介護は、開始時間、終了時間をあらかじめ定め、その間は、原則として一対一で介護を行う。

NG例

- 職員の勤務シフトやサービス提供実態を踏まえて、サービスありき、いわば“後付け”で、訪問介護を算定できるサービスを見つけて、ケアプランを策定し、それに基づき、介護保険の請求を行う例。(居宅介護支援等運営基準13条、居宅サービス等運営基準23条1号、24条1号違反)
- 無理に訪問介護を算定するため、実際にサービス提供した時間帯と、訪問介護記録やケアプランが異なるケース。(居宅サービス等運営基準19条、39条違反)

9

(訪問介護②) 訪問介護は一対一 別に高齢者向け住まい職員

正しい運営

- 訪問介護は、ケアプラン・訪問介護計画に基づき、開始時間から終了時間まで当該入居者に一対一でサービスを提供する。その他の入居者の状況に影響されてはならない。
- 高齢者向け住まいとして約束しているサービスを実施するため、一対一の「訪問介護サービス」を提供している職員以外に、フリーになっている職員を確保する。
- なお、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者住まい法令上も、毎日概ね9時から17時まで「状況把握・生活相談」を担当する職員を1名以上配置しなければならない。

NG例

- その時間帯に勤務しているすべての職員が、1対1で「訪問介護」を提供していることになっているが、実際には他の入居者のケア・サポートも行っている。(居宅サービス等運営基準23条1号違反)
 - 例1) 同じ時間帯に見守りが必要な入居者が15人昼食をとっている。4人のスタッフがいるが、4人とも介護保険の訪問介護を用いて1対1で食事介助をしていることになっているが、実際には、他の11人のサポートも行っている。
 - 例2) 夜間、1フロアに職員が1名しかいないが、その職員が訪問介護に入っている。他の入居者がナースコールで呼んだ時には、訪問介護サービスを提供中でもナースコールに対応している。

10

(訪問介護③) 入居者の状態像にあった、入居者ごとのケアプラン

正しい運営

- ❑ 入居者が自立した日常生活を営むために解決すべき課題を抽出し、自立支援の観点も踏まえたケアプランを作成する。
- ❑ 高齢者向け住まいに入居後すぐは、居住環境の変化（リロケーションダメージ）に伴い事故が生じる可能性も多く、安心・安全のためにも、自宅暮らしと比較して手厚いケアプランを立てサービスを提供することは合理性がある。（自宅暮らしと異なり、毎日・早朝夜間に安定して訪問介護サービスを提供する体制も整っている。）
- ❑ ただし、再アセスメント・モニタリング（評価）を適宜行い、初回のケアプランに位置づけたサービスに過不足があれば、ケアプランの見直しを行う。
（※当然、サービス担当者会議を含む一連の工程が必要になる）

NG例

- アセスメントの結果に基づかず、要介護度に応じて、一律のケアプランが策定されている。その結果として、自立支援の観点不足、できることは利用者自らが行うといった前提に反した不要なサービスが行われているが、ケアプランの見直しがなされていない。
（居宅介護支援等運営基準1条の2 2項、3項、13条違反）
 - 例えば、要介護1の入居者に、一律、起床介助（モーニングケア）を行っている。認知症等で日課が理解できず、そのサービスを必要とする入居者もいる一方で、入居者によっては、更衣・洗面・整容等は自立しており、訪問介護員は何もすることがないといった、必要性のないサービスが評価もされないまま継続している状態。

11

(小規模多機能・定期巡回型) 自由な選択の確保

正しい運営

- ❑ 小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型サービスは、どのようなサービスを受けられるか、サービスの特性を踏まえた特徴と、その費用をきちんと説明した上で、入居者にサービスを選択していただく。
 - ◆ 小規模多機能型居宅介護を利用すると、居宅介護支援のほか、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などのサービスが併用できない。
 - ◆ 定期巡回・随時対応型サービスを利用すると、訪問介護、訪問看護などのサービスが併用できない。

NG例

- 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅と、併設の小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型サービスが、セットであるような広告を行っている。（有老指針8(7)ロ、高齢者居住安定確保基本方針54、居宅介護支援等運営基準1条の2 2項、3項、4条2項違反）
- 入居者の希望・選択に基づかず、一律、併設等の事業所による、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型サービスを利用させている。（居宅介護支援等運営基準1条の2 2項、3項、4条2項違反）

12

(通所リハ・訪問リハ・訪問看護その他) 生活全般の解決すべき課題

正しい運営

- ケアプランに位置づけるサービス（特に介護保険サービス）は、単に利用者の希望やサービス事業者の意向を反映するのではなく、生活全般の解決すべき課題（ニーズ）の改善に資するものでなければならない。
- アセスメントから、利用者の心身機能の維持・改善や健康管理面に課題が確認された場合には、ケアプランに通所リハ、訪問リハ、訪問看護等の医療系サービスの導入を検討するなど、心身機能の回復や自立支援に向けたケアマネジメントを行う。

NG例

- アセスメントを軽視し、リハビリや健康管理の必要性を勘案せず、一律、高齢者向け住まいに併設する通所介護や訪問介護のみを優先したケアプランを押しつけている。（居宅介護支援等運営基準1条の2 1項、2項、3項違反）

令和元年5月吉日

各位

一般社団法人高齢者住宅協会
サ高住運営事業者部会
事務局

「行動規範」策定のお知らせ

一般社団法人高齢者住宅協会の会員であるサービス付き高齢者向け住宅の運営事業者が運営するサービス付き高齢者向け住宅※において、「倫理綱領」の実現に向けて、「外付けサービス」を入居者が利用し、提供する運営事業者の従業員一人ひとりが心がけ、実践すべき日々の行動のあり方を示した「行動規範」を策定しました。

この外付けサービスの提供において、「倫理綱領」と「行動規範」を遵守することにより、サービス付き高齢者向け住宅の利用者の権利を守るとともに、サービス付き高齢者向け住宅事業及び付随サービスの品質を高めこれを発展及び普及させることで高齢者のよりよい生活の実現を目指してまいります。

※サービス付き高齢者向け住宅とは必須サービスである「生活支援サービス」として安否確認・生活相談サービス提供があり、それ以外のサービスは入居者が外部から介護・医療等の提供（以下「外付けサービス」という）を活用し生活を送る住まいである。

1. 倫理綱領

サービス付き高齢者向け住宅の運営事業者の社会的役割その使命を認識し、以下に掲げる基本原則に則り、たえずその質的な向上に努め、利用者の信頼に応えます。

- (1) 高齢者に良質な住まいを提供します。
- (2) 入居者の借家権、自己決定の権利を守ります。
- (3) 情報公開を徹底します。
- (4) 関係法令を遵守します。

2. 行動規範

サービス付き高齢者向け住宅運営事業者に向けた「行動規範」は、「倫理綱領」の実現に向け、サービス付き高齢者向け住宅入居者の尊厳保持、自己決定の権利を守り「外付けサービス」のあり方を理解し入居者のよりよい生活の実現を目指してまいります。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の入居者の尊厳と、「外付けサービス」である
介護・医療サービス等の提供において利用者が事業者の選択・変更できる権利を守ります。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の必須サービスとしての「生活支援サービス」と「外付けサービス」は区別します。
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の入居に際し、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者が運営する介護・医療サービス事業所が併設・隣接していても、利用者が入居前から受けていた介護・医療サービスを継続利用できる権利を守ります。

* 行動規範は法改正等で改定することがあります。

以上

令和元年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業
高齢者向け集合住宅併設事業所に対する実地指導の推進に関するアンケート調査

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等は、高齢者の多様な住まいニーズの受け皿として重要な役割を果たしている一方で、高齢者向け集合住宅に併設されている介護事業所は、他の事業所に比べて、行政処分を受ける割合が高い傾向にあります。

こうした実態を踏まえ、当該事業所への実地指導の在り方等を検討するため、アンケート調査を実施させていただくこととなりました。

なお、アンケート結果はすべて統計的に処理いたしますので、個々の自治体様のご回答内容が特定されることはありません。また、調査結果を本調査の目的以外に使用することもございません。

ご多忙のところ大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

【回答締切】令和元年 11 月 1 日(金)までに、下記宛先まで、メールまたはファクス等でご送付をお願いします。(郵送の場合は、返信用切手をお送りしますので、ご連絡ください)

【問合せ・返信先】一般財団法人 高齢者住宅財団企画部 落合・中村・川原
 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-21-1 ヒューリック神田橋ビル4階
 Tel. 03-6870-2415 Fax. 03-6870-2412 Mail. chosa2019w2@koujuuzai.or.jp

以下の問1～問6につき、差支えない範囲で結構ですので、ご回答をお願いいたします。

問1 貴自治体でのサービス付き高齢者向け住宅、及び住宅型有料老人ホームの数を教えてください。(調査日時点で把握されている数を、概数でも結構ですので、ご記入ください)

	施設数又は住宅数	居室数又は住戸数
サービス付き高齢者向け住宅		
住宅型有料老人ホーム		

問2 高齢者向け集合住宅に併設する介護事業所の現状について、もっともあてはまるもの1つに○を付けて、その理由をお答えください。

1. 併設介護事業所に限定して、他よりも課題があるとは認識していない。
2. 併設介護事業所では、他の介護事業所よりも課題が多いと想定されるが、具体的に把握していない。
3. 課題がありそうな併設介護事業所を把握している。

＜具体的な把握方法＞

4. わからない

問3 高齢者向け集合住宅に併設の介護事業所について、具体的にどのような課題を把握していますか。あてはまるものすべてに○を付けてください。

1. いわゆる利用者の「囲い込み」で、特定の介護事業所に集中
 2. 本人の状態像に合わない不適切なケアプラン
 3. 住宅の独自サービスと介護保険サービスの区分けが不明瞭
 4. サービスに関する本人・家族に対する説明や、本人・家族の同意が不十分
 5. リスクマネジメント・虐待防止対策が不十分
 6. 衛生管理・感染症対策が不十分
 7. 防災対策の不備
- その他（ ）

問4 併設介護事業所に対する重点的な実地指導等の取組を行っていますか。どちらかに○を付け、「1. 行っている」場合は、具体的な指導体制や実地指導の内容等について記載ください。

1. 行っている。
2. 行っていない

↓（「1. 行っている」場合のみ、記載ください）

問5 今後、併設事業所に対する重点的な実地指導は必要と思われますか。いずれか1つに○をし、その理由、及び必要と思われる場合は、具体的に取り組んでみたい内容等について、ご記入ください。

1. 必要
2. 必要とは思わない
3. わからない

問6 厚生労働省では、平成30年度より、「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を実施し、実地指導体制の強化等を支援しています。あてはまるもの1つに○を付けてください。

1. 本事業を活用してみたい
2. どちらかわからない
3. 今のところ、活用する予定はない。
4. その他（ ）

ご協力ありがとうございました。ご回答者様のご所属・お名前等をご記入ください後日、結果の概要を掲載した報告書を送付させていただきます。

貴団体名		担当部署	
回答者	役職	連絡先	Tel
	氏名		Mail

令和元年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

高齢者向け集合住宅併設事業所に対する
実地指導の推進に関する調査研究事業
報告書

令和2年3月

発行 一般財団法人 高齢者住宅財団

東京都千代田区神田錦町1丁目21番1号
ヒューリック神田橋ビル4階

<http://www.koujuuzai.or.jp/>

※無断転載厳禁



一般財団法人 **高齢者住宅財団**
Foundation for Senior Citizens' Housing
<http://www.koujuuzai.or.jp/>